

第3期
長井市中心市街地活性化基本計画
(案)

山形県長井市

令和8年4月

(令和8年 月 日認定)

目 次

第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1]基本的な考え	1
[2]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証.....	2
[3]中心市街地活性化の課題.....	1 2
[4]中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	1 4
第2章 中心市街地の位置及び区域	1 6
[1]位置	1 6
[2]区域.....	1 7
[3]中心市街地の要件に適合していることの説明.....	1 9
第3章 中心市街地の活性化の目標	2 3
[1]中心市街地活性化の目標.....	2 3
[2]計画期間の考え方.....	2 5
[3]目標指標の設定の考え方.....	2 5
[4]数値目標の設定.....	2 5

◇4 から 8 までに掲げる事業一覧	3 9
--------------------------	-----

第 4 章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の 整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項.....	4 3
---	-----

[1]市街地の整備改善の必要性	4 3
-------------------------	-----

[2]具体的事業の内容.....	4 4
--------------------	-----

第 5 章 都市福利施設を整備する事業に関する事項.....	4 8
--------------------------------	-----

[1]都市福利施設の整備の必要性.....	4 8
-------------------------	-----

[2]具体的事業の内容.....	4 9
--------------------	-----

第 6 章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための 事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	5 1
--	-----

[1]街なか居住の推進の必要性	5 1
-------------------------	-----

[2]具体的事業の内容.....	5 2
--------------------	-----

第 7 章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項.....	5 4
---	-----

[1]経済活力の向上の必要性.....	5 4
-----------------------	-----

[2] 具体的事業の内容	5 5
第8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るた めの事業及び特定事業に関する事項	7 5
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	7 5
[2] 具体的事業の内容	7 6
第9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	8 0
[1] 市町村の推進体制の整備等	8 0
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	8 1
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等	9 0
第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	9 1
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	9 1
[2] 都市計画手法の活用	9 2
[3] 都市機能の集積のための事業等	9 3
[4] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	9 3
第11章 その他中心市街地の活性化に資する事項	9 5

[1]都市計画等との調和	9 5
[2]その他の事項	9 6
参考資料.....	9 8

- 基本計画の名称：長井市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：山形県長井市
- 計画期間：令和8年4月～令和13年3月（5年）

第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

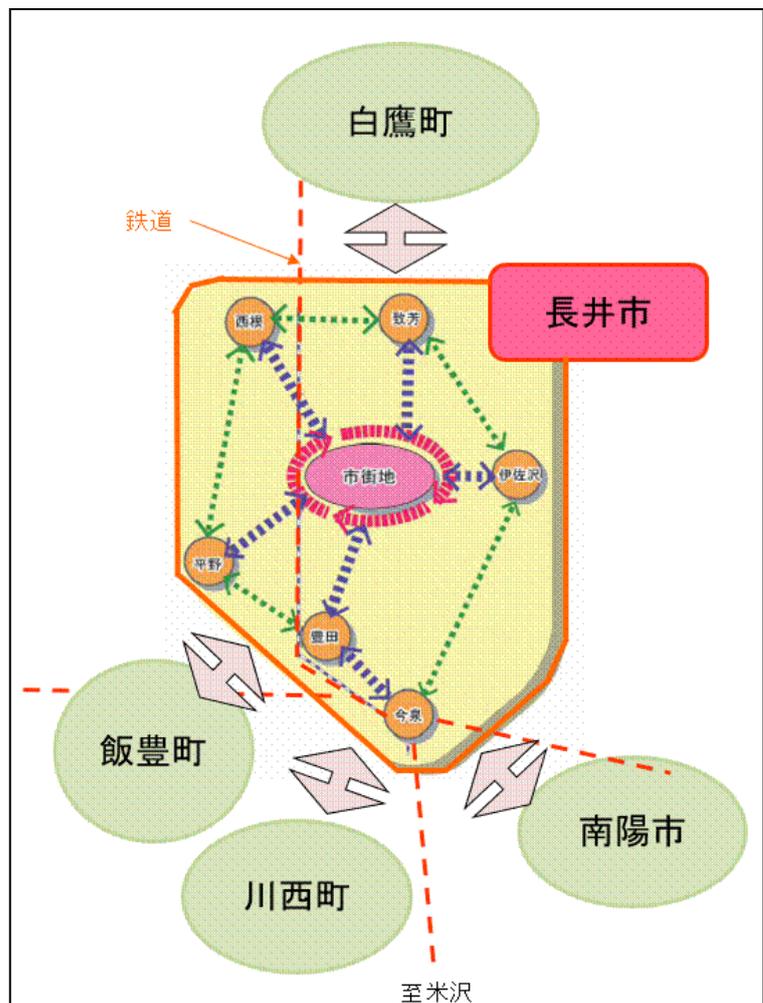
[1] 基本的な考え

長井市では、第6次総合計画において「みんながしあわせに暮らせる長井 ～ずっと笑顔あふれるまち～」を目指す将来像と定めています。また、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、人口減少・少子高齢化社会においても持続可能なコンパクトなまちづくりを目指しています。

このように長井市では、中心市街地に都市機能を集約させることによるコンパクトなまちを形成するとともに、周辺における地域中心集落に拠点形成し、公共交通ネットワークで結ぶコンパクトシティ・プラス・ネットワークによる将来都市構造を目指しています。

また、長井市は西置賜地域の中心的役割も担っていることから、中心市街地を充実・活性化させることで、中心市街地はもとより、周辺地域及び周辺自治体への波及効果・好影響が期待され、それぞれの地域における相乗効果、地域全体の活性化につながると考えています。

このようなことから、中心市街地の活性化に取り組むことで、長井市や周辺地域が賑わうことを目指すものであります。



[2]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

(1) 前期計画の総括

①計画の概要

【計画期間】令和3年4月～令和8年3月

【区域面積】134ha

【中心市街地活性化の考え方】

第1期計画で掲げた「人・モノ・情報をト・メ・る」は一定の成果を得たが、最終ステップとした「富める」の実感には至っていないことから、より具体的な仕組みづくりが必要となっている。

本市は、最上川舟運で育まれた西置賜地域の中核都市としての歴史・文化があり、受け継がれた街の機能を有している。しかしながら、近年における郊外型の大型店舗や事業継承の問題などがあり、中心部の賑わいと街機能が衰退している状況となっている。

本計画では、最上川舟運や商業都市として西置賜の中核都市として受け継がれてきた歴史・文化のつなぎ（承継）、各エリア特性が連携して人を誘導するつなぎ（回遊）、人と人のつなぎ（共働）によって、持続性のある賑わいと新たな活力を生み出すまちの実現を目指す。

【テーマ】 「時代(とき)・エリア・人をつなぐ」			
基本方針Ⅰ 快適・安全で市民や観光客が集まる魅力あるまちづくり			
基本方針Ⅱ 人が集い、回遊したくなる魅力を生む仕組みづくり			
基本方針Ⅲ まちづくりを支える人材の育成及び商業活動の活性化による賑わいづくり			
目標	目標指標	基準値	目標値
都市機能の充実	各施設利用者数 (人/年)	128,756人/年 (R1)	201,700人/年 (R7)
まちなか回遊機能の向上	歩行者・自転車等通行量 (平日・休日の合計)	2,125人 (R1)	2,300人 (R7)
賑わいの創出	空き地・空き店舗解消数 (件)	－ (R1)	25件 (R7)



②各事業の進捗状況

本市では、合計75事業を計画し、令和7年度までに完了あるいは実施中の事業が73事業、未実施の事業は2事業であり、事業の実施率は97.3%となっている。

■ 第2期計画掲載事業一覧表

分野	事業数	完了	実施中	未実施
第4章：市街地の整備改善のための事業	15	11	3	1
第5章：都市福利施設を整備する事業	3	3	0	0
第6章：居住環境の向上のための事業	4	0	4	0
第7章：経済活力の向上のための事業	48	0	47	1
第8章：一体的に推進する事業	5	0	5	0

■ 第2期計画記載事業の主な分類別進捗状況（令和7年度末見込）

事業分類	事業番号	事業名	完了	実施中	未実施
第4章	1	長井駅前線道路整備事業	○		
	2	西裏線歩道整備事業	○		
	3	本町東線消雪施設整備事業	○		
	4	道路案内標識設置事業	○		
	5	都市計画道路桐町成田線街路整備事業（道路拡幅及び無電柱化など）	○		
	72	都市計画道路桐町成田線街路整備事業（舗装）	○		
	6	都市計画道路桐町成田線街路整備事業（街路灯）	○		
	7	公共複合施設情報板設置事業	○		
	8	本町西1号線街路灯設置事業	○		
	9	防犯灯LED整備事業	○		
	10	フットパス周辺環境整備事業		○	
	11	檀木川整備事業	○		
	12	まちづくり活動推進（まちづくり協議会・ワークショップ開催）事業		○	
	13	まちづくり活動推進（景観（修景）整備支援）事業			○
14	長井駅前街路整備検討事業		○		
第5章	15	公共複合施設整備事業	○		
	16	公立置賜長井病院改築事業	○		
	17	市庁舎・長井駅移転事業	○		
第6章	18	長井市定住促進支援事業		○	
	19	長井市住宅新築・増改築支援事業		○	
	20	長井市住宅リフォーム等支援事業		○	

	21	中心市街地の空き家実態調査及び活用策検討事業		○	
第7章	22	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定		○	
	23	旧長井小学校第一校舎活用事業		○	
	24	市庁舎交流スペース活用事業		○	
	25	公共複合施設活用事業		○	
	26	国際交流ストリート活用事業			○
	27	おらんだラジオ活用事業		○	
	28	公衆無線LAN活用事業		○	
	29	居場所づくり事業		○	
	30	親子ふれあい事業		○	
	31	長井黒べこまつり事業		○	
	32	本町青空フェスティバル事業		○	
	33	がやがや市事業		○	
	34	小桜朝市開催事業		○	
	35	長井まちバル事業		○	
	36	ながい産業フェア事業		○	
	37	タスビル活用検討事業		○	
	38	起業・創業支援事業		○	
	39	まちなか活性化支援事業		○	
	40	農産物直売所事業		○	
	41	観光交流センター事業		○	
	42	けん玉のふる里プロジェクト事業		○	
	43	やまがたアルカディア観光局事業		○	
	44	さくらまつり事業		○	
	45	白つつじまつり事業		○	
	46	ながい黒獅子まつり事業		○	
	47	あやめまつり事業		○	
	48	ながい水まつり事業		○	
	49	ながい雪灯り回廊まつり事業		○	
	50	花観光推進事業		○	
	51	重要文化的景観事業		○	
	52	市民文化会館活用事業		○	
53	文教の杜ながい活用事業		○		
54	文化的景観コーディネート事業		○		
55	白つつじマラソン大会事業		○		
56	長井マラソン大会事業		○		
73	タスビル整備事業		○		
74	タスビル活用事業		○		
75	楽街楽座事業		○		

	57	地域連携DMO事業		○	
	58	水陸両用バス運行事業		○	
	59	健康増進ウォーキング事業		○	
	60	まちの駅事業		○	
	61	観光ボランティアガイド事業		○	
	62	インキュベーション施設運営支援事業		○	
	63	ビジネスコンテスト開催支援事業		○	
	64	回遊性向上のための仕組み構築検討事業		○	
	65	商店街等ビジョンづくり推進事業		○	
	66	個店等経営支援事業		○	
第8章	67	フラワー長井線再生事業		○	
	68	市営バス運行事業		○	
	69	公共交通体系検討事業		○	
	70	高齢者外出支援事業		○	
	71	障がい者移送サービス事業		○	

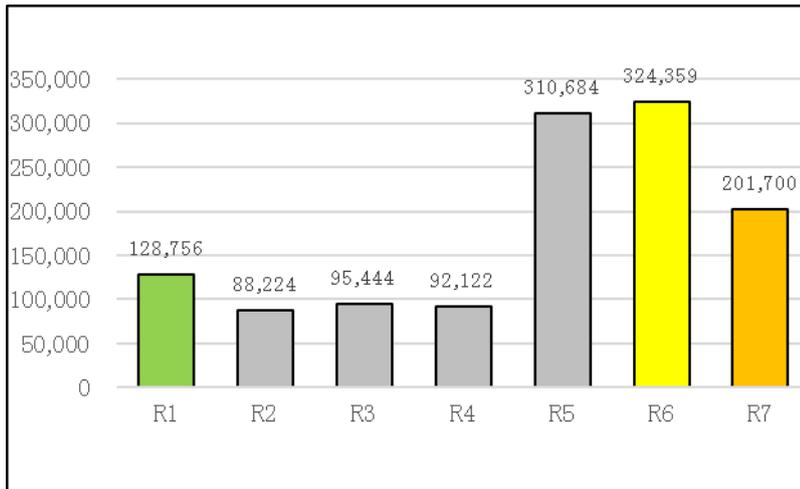
③各目標指標の状況

目 標	目標指標	基準値	目標値	最新値
都市機能の充実	各施設利用者数 (人/年)	128,756 人 (R1)	201,700 人 (R7)	324,359 人 (R6)
まちなかの回遊 機能の向上	歩行者・自転車等通行量 (平日・休日の合計)	2,125 人 (R1)	2,300 人 (R7)	2,098 人 (R6)
にぎわいの創出	空き地・空店舗解消数 (件)	— (R1)	25 件 (R7)	16 件 (R3~R6)

【目標指標 1 各施設利用者数】

各施設利用者数については、多機能型図書館と子育て支援機能を併せ持つ、遊びと学びの交流施設「くるんと」のオープンによる成果により目標値を大きく超えている。同施設は子育て世代のほか幅広い世代の利用があり、また、市外や県外の方の利用も多く、集客施設として様々な方の利用に繋がっている。その他の施設についても、各施設におけるイベント開催や観光局の取り組みなどの成果によって一定程度の集客を確保しており、目標の達成は可能と捉えている。

今後は、インバウンド需要や国内観光に向けての情報発信、公共複合施設をはじめとした各施設を活用したソフト事業を継続して実施することで、施設の利用者数を増やすとともに、生まれた賑わいを中心市街地に波及させる仕組みづくりを進めていくことが重要となる。



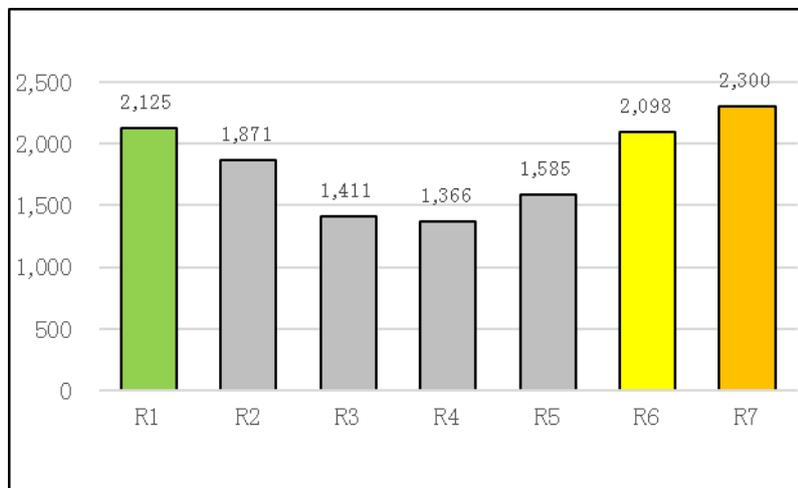
年	(人)
R1	128,756 (基準年値)
R2	88,224
R3	95,444
R4	92,122
R5	310,684
R6	324,359
R7	201,700 (目標値)

【目標指標2 歩行者・自転車等通行量】

歩行者・自転車等通行量については、コロナ禍の影響により一度落ち込んでいるが徐々に回復してきており、併せて都市計画道路桐町成田線街路整備や公共複合施設の完成の効果によって基準年であるR1の数値より増加している。

近年は、様々な団体におけるイベント開催が活発化しており、ハード事業とソフト事業の相乗効果が出始めていると考えられ、目標の達成は可能と捉えている。

今後もイベントなどの誘客に繋がるソフト事業の継続した取り組みとともに、更なる集客のための工夫や団体間の連携強化などを進め、拠点から街中への人の流れをつくるための取り組みを行っていくことが必要となる。



年	(人)
R1	2,125 (基準年値)
R2	1,871
R3	1,411
R4	1,366
R5	1,585
R6	2,098
R7	2,300 (目標値)

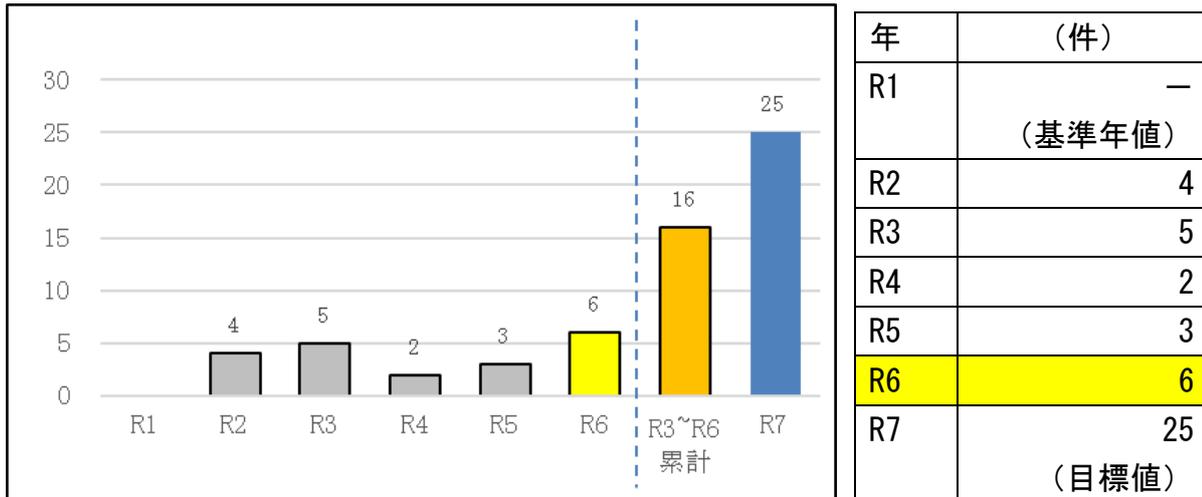
【目標指標3 空き地・空き店舗解消数】

空き地・空き店舗解消数については、コロナ禍における外出者や歩行者数の減少、買い物客の動向の変化などの影響によって、計画期間前半に新規創業者数が落ち込んでいる。

ただし、近年、コロナが落ち着くと新規創業者数が増加するとともに、相談案件も増加しており、目標の達成は可能と捉えている。

今後は、街路整備や集客施設整備などのハード事業や地元団体におけるイベントなどのソフト事業における地域魅力の向上を図り、創業者への補助金を含めた支援を行い、空き

地・空き店舗の解消を進めていくことが必要となる。



④事業の総括

- ・令和5年8月に多機能型図書館と子育て支援機能を併せ持つ、遊びと学びの交流施設「くるんと」がオープンし、子育て世代はもちろんのこと幅広い世代の市民利用が図られている。他にも県外を含む多くの市外利用者が訪れており、賑わいの創出に繋がっている。
- ・都市計画道路桐町成田線の街路整備が令和6年3月に完了し、安全で歩きたくなる歩行空間の形成が図られ、官民連携のイベントが実施されるなど新たな取り組みが生まれている。
- ・長井駅と一体となった新庁舎整備や、やまがたアルカディア観光局の取り組みによる誘客事業、各種イベントなどのソフト事業の実施によって賑わいの創出が図られている。
- ・くるんとへの来場者を中心に、その後の街中への波及効果が限定的となっており、集客施設利用者の回遊や街中に留めるための取り組みや仕組みづくりが必要となっている。

⑤令和6年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見

遊びと学びの交流施設「くるんと」がオープンし施設の賑わいに繋がった結果、認定基本計画の目標である「都市機能の充実」において「各施設利用者数」の目標が達成された。また「まちなかの回遊機能の向上」においては「歩行者・自転車等通行量」が基準値に及ばなかったものの、昨年より増加している。同様に「賑わいの創出」においても「空き地・空き店舗解消数」が前年度より高い数値となった。各目標の見通しとしては、徐々に経済活動が活発になっていることに加え、今後予定されている事業の実施により目標達成が見込まれることから、概ね順調と評価する。

取り組みの課題として、公共複合施設の利用者をまちなかに促す方策が重要であるが、駅方面から見た風景は、街中に誘う興味を刺激する構造物等が極めて乏しいことから歩いてみたくなる景観づくりや街づくりなど、駅前エリアからの目線によって誘導できる舞台装置が必要である。

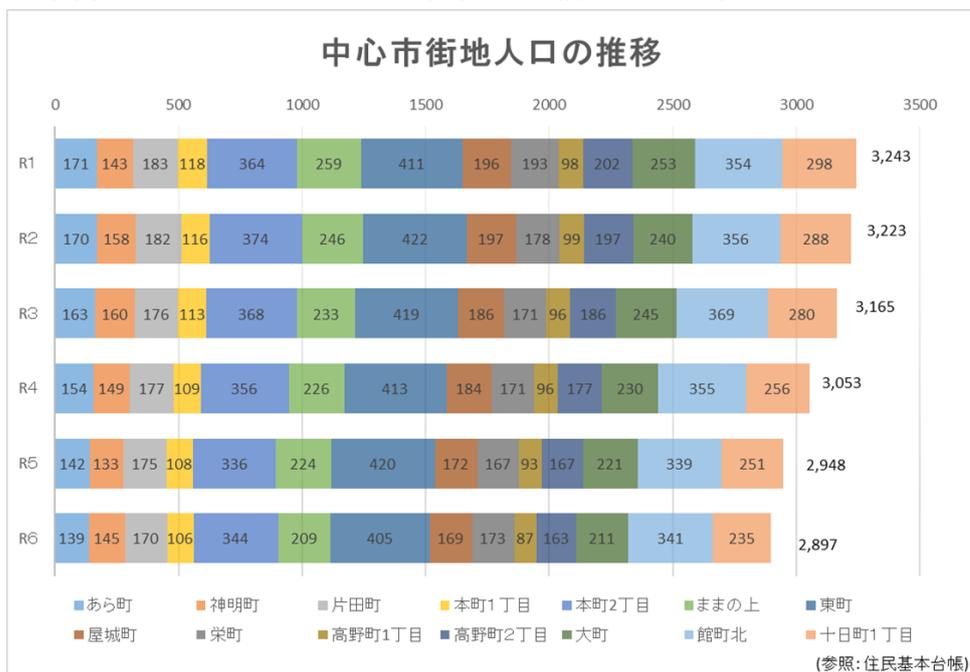
特に長井駅南側に立地し、来館者数を確保できている「くるんと」からの回遊性を今

以上に高めるため、施設利用者への市内店舗の認知度向上に向けた取り組みや気軽に利用しやすい店づくり、景観づくりについて官民一体となって検討を進める必要がある。また中小機構等が実施している支援策を活用しながら、街中の人材育成を進めているところであるため、本事業における結果を踏まえた今後の取り組みについて検討し、併せて従前より継続して来館者のヒアリング調査や交通機関の乗降データ等の検証を行い、当該結果を基ににぎわい創出に向けた工夫を講じることで、認定基本計画に掲げる諸事業の後押しとなることを期待するものである。

(2) 長井市の現状

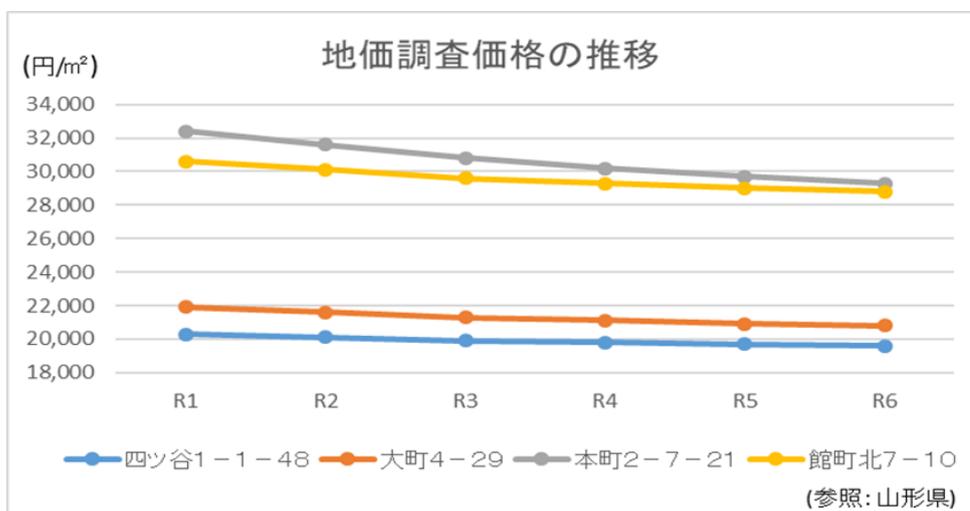
①長井市の人口

中心市街地の人口については減少傾向が続いている。



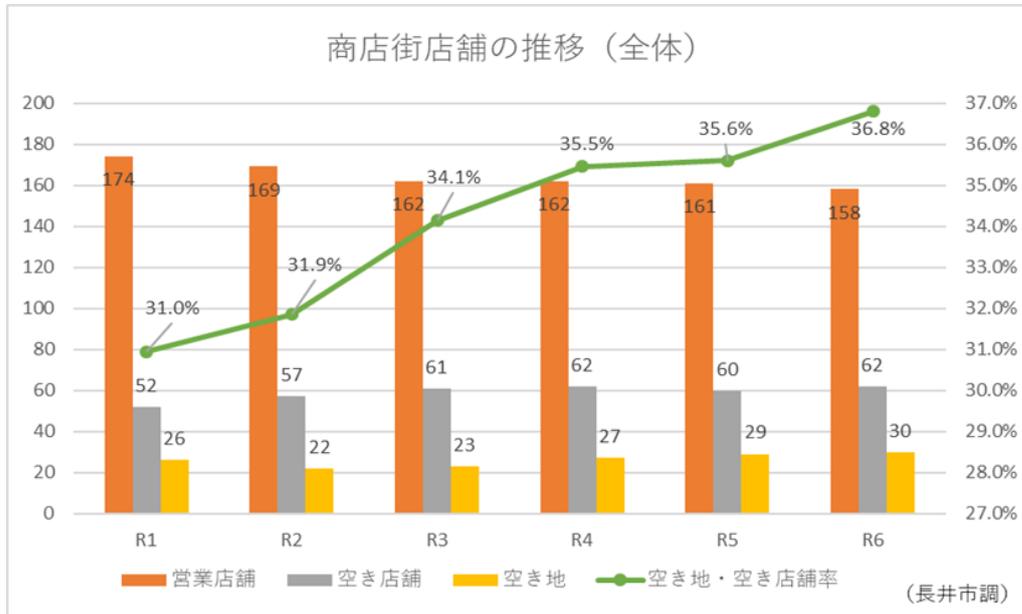
②地価調査価格

地価調査価格については、横ばいとなっている。



③商店数・空き地・空き店舗

商店街における店舗数は減少傾向にあり、空き地・空き店舗の比率が高止まりとなっている。



（3）住民意向について

【長井市中心市街地活性化に関する市民アンケート調査】

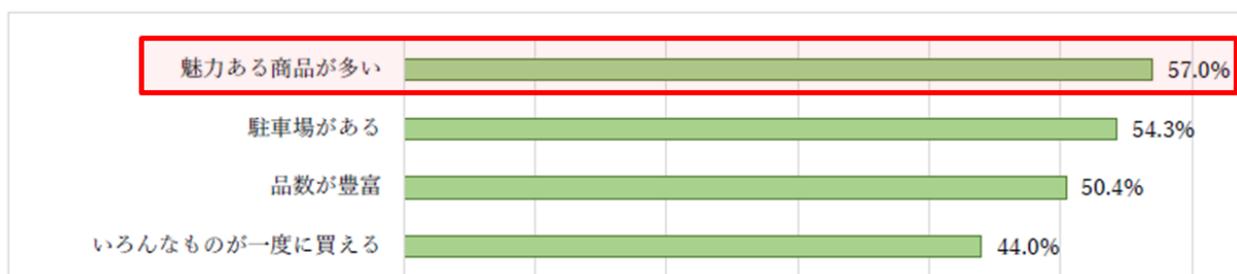
調査対象	1,000名（住民基本台帳から16～89歳の方からの無作為抽出）
調査期間	令和6年12月9日～令和7年1月17日
調査方法	郵送による無記名アンケート
回収率	41.6%（416名）

① 中心市街地の活性化のために必要なこと

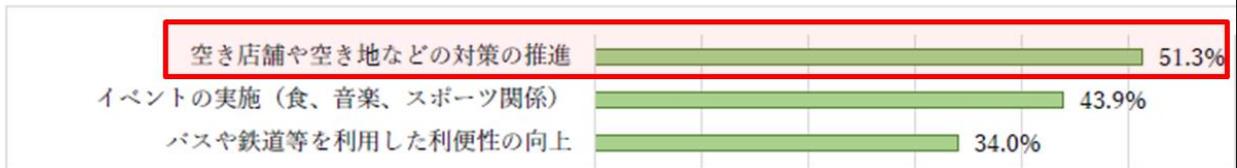
中心市街地で買い物をするために必要なこととして「魅力ある商品が多い（57.0%）」「駐車場がある（54.3%）」「品数が豊富（50.4%）」となっている。また、活性化のために必要な取り組みとしては「空き店舗や空き地などの対策の推進（51.3%）」であり、中心市街地に求めるものは「魅力的な商店（40.4%）」となっている。

このようなことから、魅力ある店舗や商品を求めており、空き店舗や空き地の対策を進めていくことが必要と考えていることが伺える。

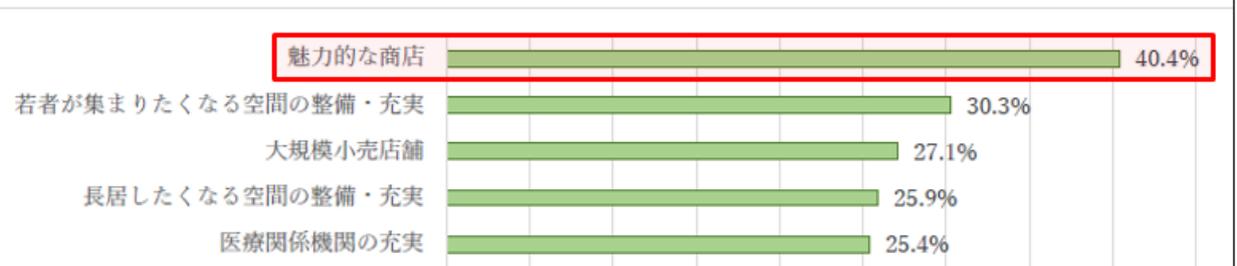
問10：中心市街地で買い物をするために必要な条件



問 11：中心市街地の魅力を高め、活性化していくために必要な取り組み



問 12：中心市街地に求めるもの



② 空き地・空き店舗対策として必要なこと

空き地・空き店舗対策として有効なものとして「空き地・空き店舗利用への補助（店舗利用）（42.7%）」「空き家バンクのようなマッチング機能（34.8%）」となっており、補助金やマッチング事業などの空き店舗解消への何らかの支援が必要と考えていることが伺える。

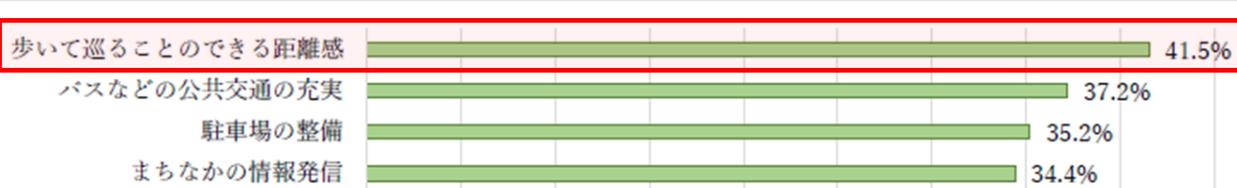
問 13：空き地・空き店舗対策として有効なもの



③ まちなかの回遊に有効なこと

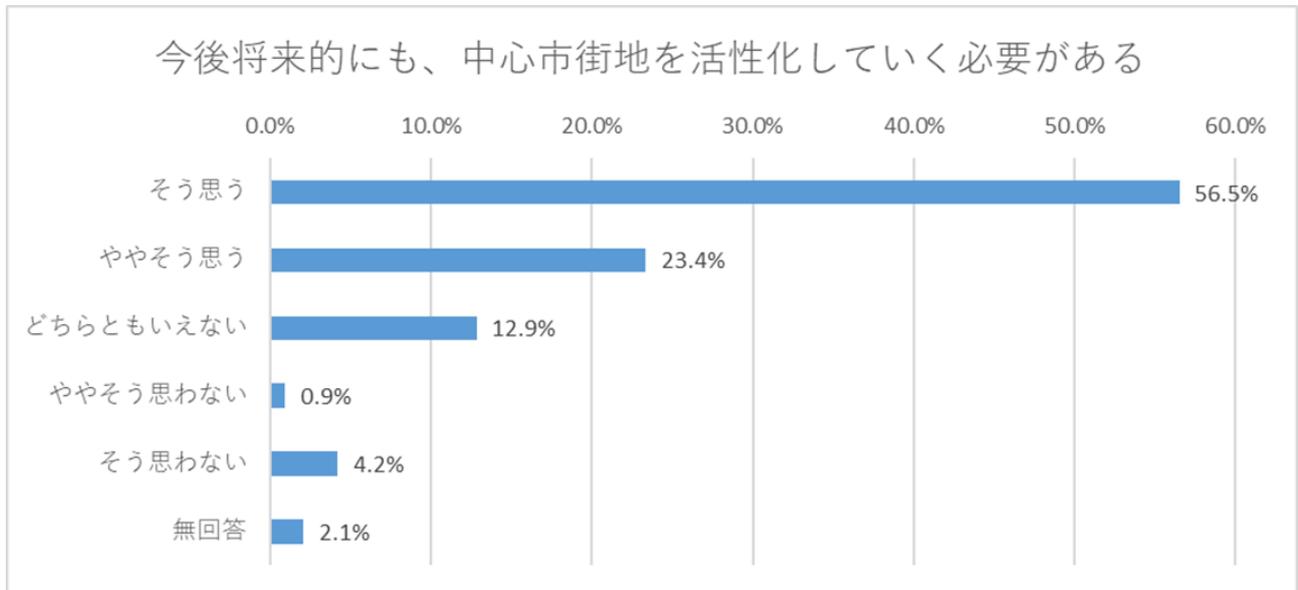
まちなかの回遊促進に有効なものとしては「歩いて巡ることのできる距離感（41.5%）」が最も多く、「バスなどの公共交通の充実（37.2%）」が続いている。公共交通の利便性は必要としているものの、歩いて巡ることができる距離に目的地が点在していることが回遊のために必要であると考えられる。

問 14：まちなかの回遊促進に有効なもの



④ 今後の中心市街地活性化の必要性

今後の中心市街地活性化の必要性については「そう思う(56.5%)」「ややそう思う(23.4)」となっており、大半の方が今後も継続して中心市街地の活性化に取り組んでいくことが必要と考えていることが分かる。



[3] 中心市街地活性化の課題

(1) 課題の整理

前期計画の状況や長井市の現状、住民意向などを踏まえ、現在の中心市街地の課題を以下のとおり整理する。

○現状

現状としては、拠点整備の成果によって来場者数が増加した施設もあるが、その後の街中への回遊までは繋がっていない。また、これからのまちづくりを牽引していく人材が育っていない状況となっている。

【前期計画の総括】
<ul style="list-style-type: none">・ 拠点整備（ハード）が進んだ・ 各施設への来場者が増加・ DMO 組織の体制ができた・ 回遊・滞留まではいかない・ まちづくりを牽引する人材の不足
【長井市の現状】
<ul style="list-style-type: none">・ 人口の減少・ 地価公示価格の減・ 空き地・空き店舗率の高止まり
【住民意向】
<ul style="list-style-type: none">・ 空き地・空き店舗対策の推進が活性化のために必要である。・ 中心市街地で買い物をするためには、魅力ある商品が多いことや魅力的な商店があることが必要。・ 回遊するために有効なことは、歩いて巡ることのできる距離感に目的地があることが必要としている。



○課題

課題としては、魅力的な店舗やくつろげる場が不足していること、拠点への来場者数は増えたものの、その拠点からの人の流れや通りを歩く人が少ないこと、空き地・空き店舗率が高止まりしており、併せて今後のまちづくりを担う人材が不足していることがあげられる。

【課題1 魅力的な店舗やくつろげる場の不足】
<ul style="list-style-type: none">・ 魅力的な店舗、個店が少ない・ まちなかにくつろげる場が少ない
【課題2 拠点からの人の流れや通りを歩く人が少ない】
<ul style="list-style-type: none">・ 歩行者が少ない・ 拠点からの回遊に繋がっていない

【課題3 空き地・空き店舗の増加やまちづくりを担う人材の不足】

- ・ 空き地・空き店舗の増加
- ・ まちづくり人材の不足



○解決手法

上記の課題を解決するために、「目的地となる場を増やす」「集客施設を核とした面的な場づくり」「滞留時間を増やす」「歩ける仕組みづくり」「人や組織の育成」などの取り組みを進めていくことが必要となる。

【目的となる場を増やす】

- ・ ハード・ソフト両面での魅力をつくる
- ・ 外部からの新しい出店

【集客施設を核とした面的な場づくり】

- ・ 官民が連携した取り組み

【滞留時間を増やす】

- ・ 滞留する空間
- ・ 居心地の良い空間

【歩ける仕組みづくり】

- ・ まちを歩く、回遊する仕組みづくり

【人や組織の育成】

- ・ まちづくりを牽引する人材の育成

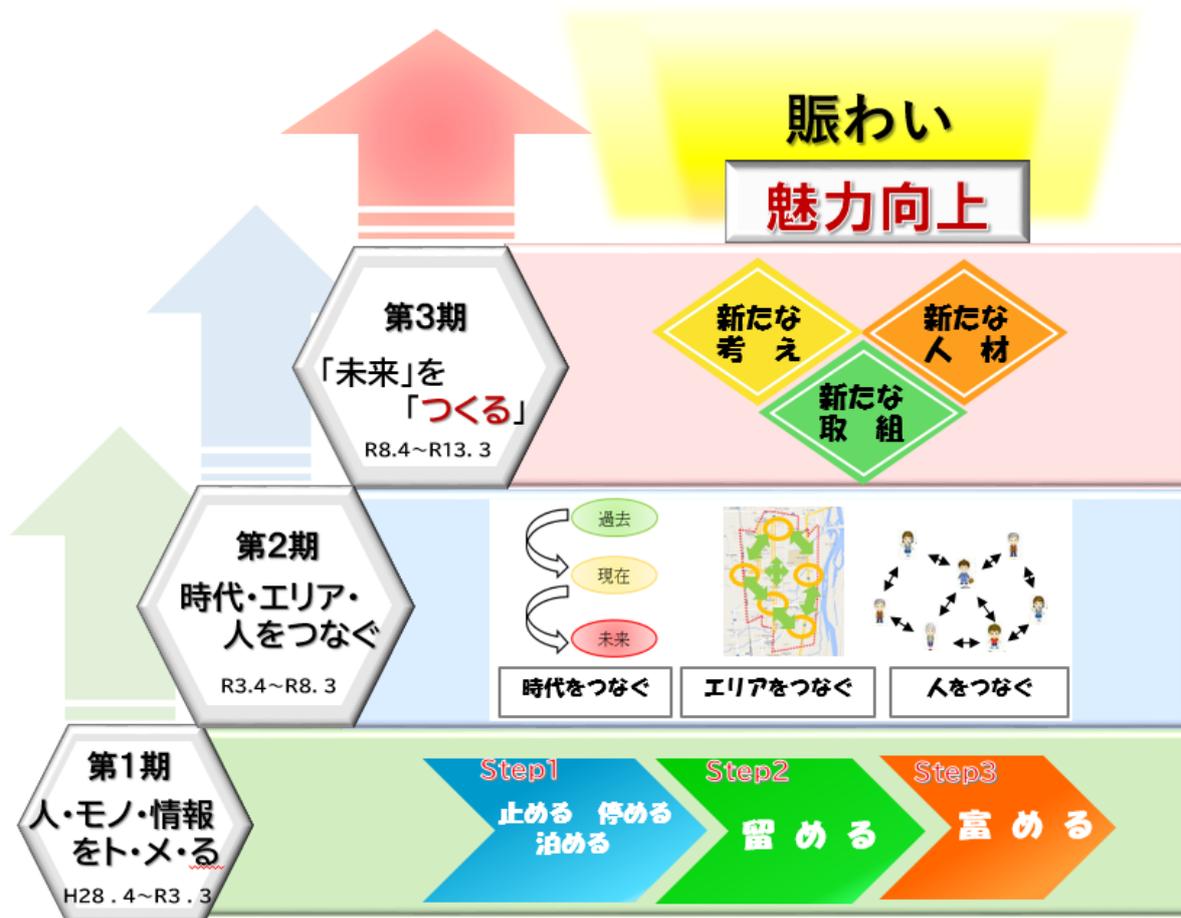
[4] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

前期計画の総括及び課題の整理、今後取り組むべき内容等から今期計画において取り組む方針を下記のとおり整理した。

テーマ 「未来」を「つくる」

第1期計画の「ト・メ・る」では拠点でとめるまでの成果はあったが、回遊までは繋がっておらず、第2期計画の「つなぐ」で1期計画の不足部分である回遊を促すために、様々なものを「つなぐ」ことで目的達成を目指している。
 状況として、基本的な考え方である人を呼び込み、回遊を促し、賑わいを創出するまでには達しておらず、継続した取り組みが必要となる。
 よって、この基本的な考え方を達成するために、これまで継続してきた土台となる取り組みを継承しつつ、新たな取り組みや新しい構想、新しい人材など様々な新しい動きや考えを結集し、未来に繋がる多種多様な取り組みをつくることを目指す。

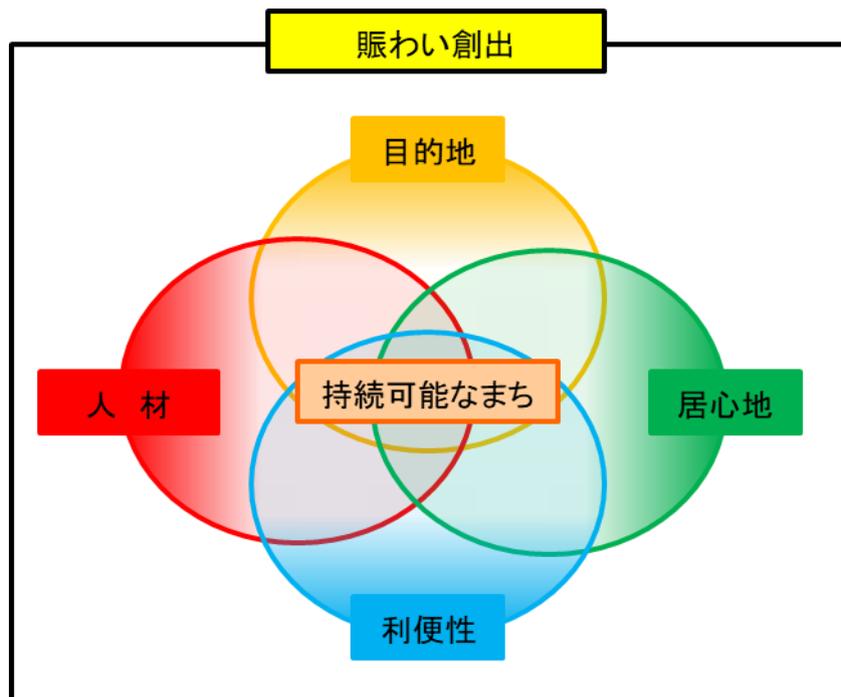
※「未来」は、新しい考えや新たな取り組みを共有し、多様性や寛容性など心の豊かさも含めたまちの魅力を高め、持続可能な都市を形成することをイメージしており、この「未来」を形成するために様々なものを「つくる」ことを目指す



目指す中心市街地のイメージ

◎まちなかの賑わいづくり【全体目標】

これまで継続してきた取り組みを土台に、「目的地」「居心地」「利便性」「人材」それぞれの魅力を向上させ、連携した取組を行うことによって、持続可能なまちづくりを推進し、まちの賑わい創出につなげていく。



【目的地づくり】

魅力ある店舗や集客施設などのハード面のほか、個でのイベントなどソフト面の取り組みも含め、市内外からの誘客を図るような目的地となりうる場をつくるもの

【居心地づくり】

人がくつろぐ空間や、長時間滞在したくなる雰囲気、商店街などの面的なエリアで実施する集客イベントのほか、歩いて暮らせる地域など、まちなかに滞在していて居心地が良いと感じる空間をつくるもの

【利便性づくり】

公共交通などによる移動の便利さのほか、程よい距離感に目的地が点在することや、歩いて回ることが楽しいまちづくりなど利便性を感じられる仕組みをつくるもの

【人材づくり】

新規創業者やイベントを開催する人、まちづくりを担う人材、魅力ある人材の育成など、持続性のあるまちづくりをリードする人材をつくるもの

第2章 中心市街地の位置及び区域

[1]位置

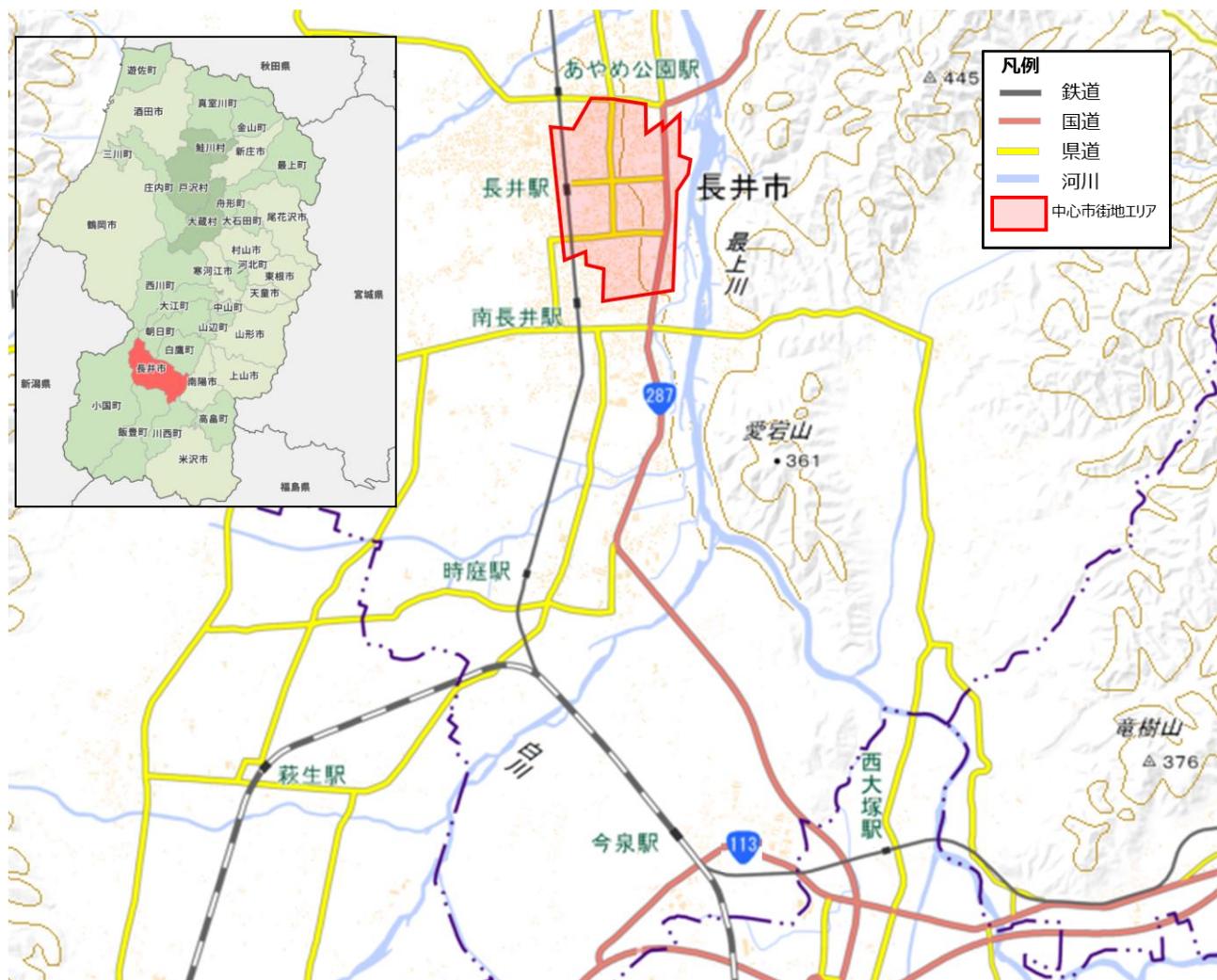
(1) 位置設定の考え方

長井市は、山形県の南部に位置し、北は白鷹町、東は南陽市、南は飯豊町及び川西町、西は小国町に接している面積 214.67 m²のまちである。交通面では、米沢市と東根市を結ぶ国道287号や宮城県と新潟県を結ぶ国道113号が交差しているほか、JRや地方鉄道(フラワー長井線)などの環境が整っており、昼間人口が100%を超える西置賜地域の中心的役割を担っている地域である。

また、まちの東を最上川、西を鉄道が縦貫しており、その間に最上川舟運で栄えた文化が残る歴史的な建造物や町並み、企業誘致による商業発展によって形成された商店街などがあり、行政機関や金融機関、医療施設など多くの都市機能も集積しているエリアとなっている。

このことから、この地域を本計画の中心市街地に位置付ける。

(2) 位置図



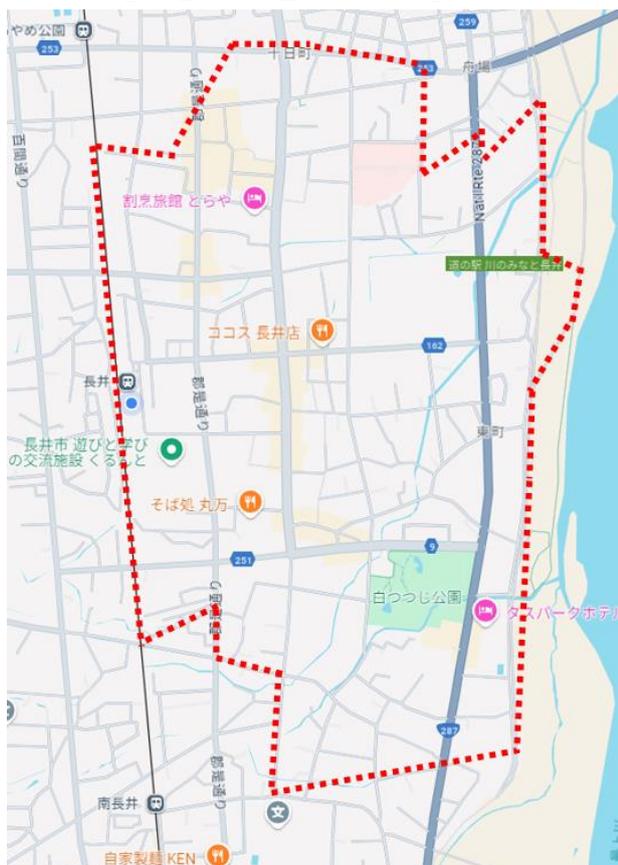
[2] 区域

(1) 区域設定の考え方

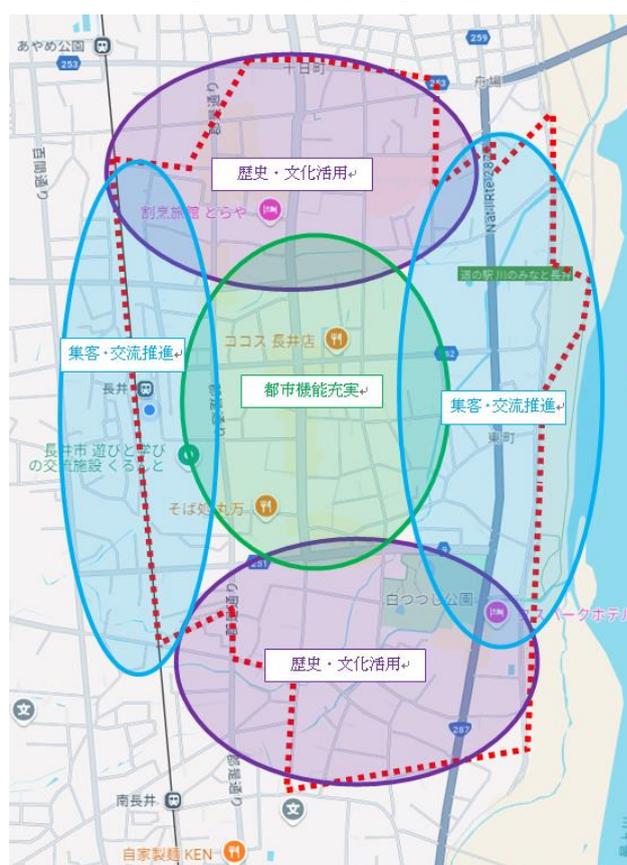
本計画における中心市街地は、5つの商店街が形成されている商業地域を中心とし、市役所や図書館、市民文化会館などの公共施設、交通拠点の長井駅や道の駅、金融機関や病院等の都市機能が集積している区域とし、市民生活に重要な都市機能と、歴史・文化施設を中心とする観光機能を組み合わせた賑わいの創出を目指せる約135ha（南北1.7km・東西1km）とする。

※なお、第3期計画より、川のみなと公園整備予定地（0.9ha）を区域内に追加している。

【中心市街地の区域図】



【エリア設定図】



○エリアについて

この区域には、立地適正化計画で定める都市機能誘導区域を中心に、南北には重要文化的景観区域と定める最上川流域における町場景観が存在する。さらに、西は線路沿いに新たに市庁舎と長井駅・市民交流スペース、公共複合施設「くるんと」を整備し、東は国道沿いにまちなか誘導の玄関口ともなる道の駅をはじめ、市民文化会館やタスビル、旧長井小学校第一校舎があり、一体的な活用による賑わい創出が必要となっている。

このようなことを踏まえ、エリアについて下記のとおり整理する。

・「都市機能 充実」エリア

立地適正化計画の都市機能誘導区域に定められた区域で、長井駅に近く、商店街、医療・福祉・商業・子育て支援などの生活サービス施設の立地が容易な地域とし、コンパクトシティの実現を図るものとする。

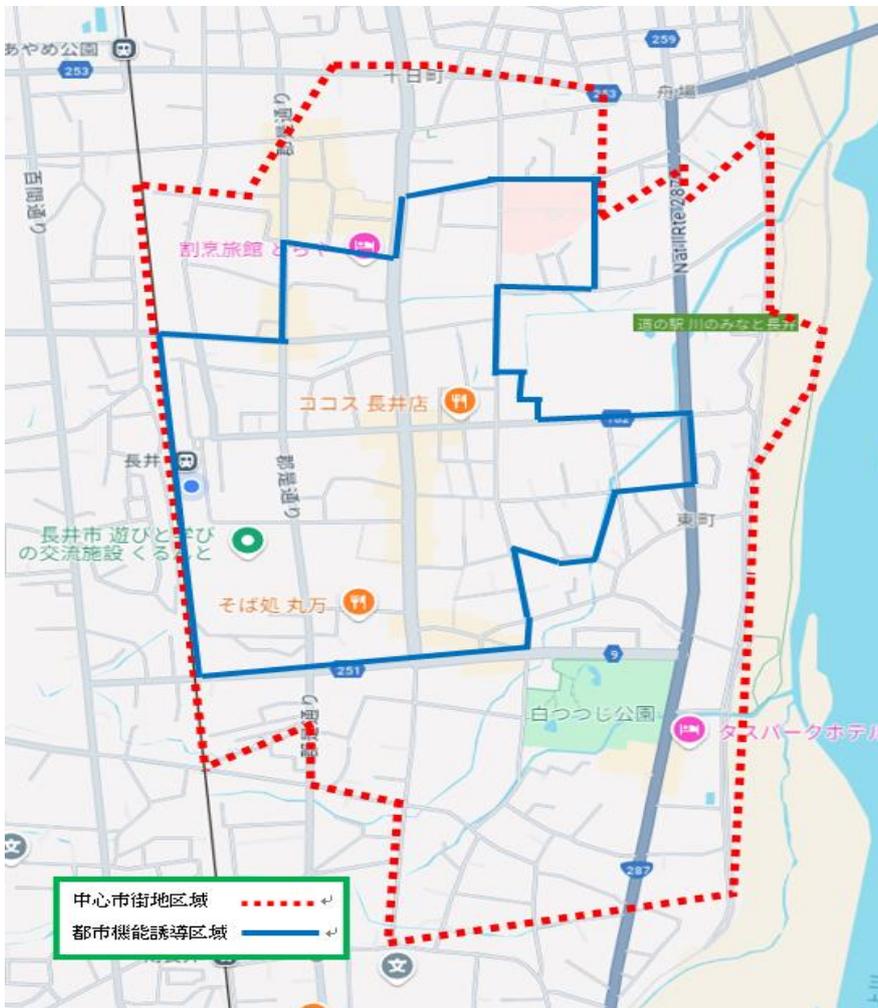
・「歴史・文化 活用」エリア

最上川の舟運によってもたらされた町場景観を活用することとし、建物等の人工的要素と小河川や水路の自然的要素、生活や生業、祭りなど無形の要素を加えた文化的景観について、住民のみならず来訪者に対しても価値を伝え、情報発信し、エリアとしての価値や魅力を高め、市民や観光客が楽しめるような区域とする。

・「集客・交流 推進」エリア

鉄道による来訪者（フラワー長井線）や車を利用する来訪者（国道287号）を迎え入れる「長井駅」「道の駅」「タスビル」や、市民や近隣住民が子育て、カルチャー、学び、交流、憩いの場として活用する「くるんと」「旧長井小学校第一校舎」「市民文化会館」など長井市の玄関口及び子育て、交流、人材教育の場としての機能を果たす区域とする。

【都市機能誘導区域と中心市街地区域の関係】



○都市機能誘導区域外に中心市街地区域を設定している理由

5 商店街や都市機能が集中している長井駅周辺を都市機能誘導区域として設定しているが、その南北には歴史的な建造物や町並みが残る重要文化的景観として選定された区域があり、西側の鉄道や東側の国道沿いの施設が集積するエリアも含めた一体的な活用による賑わいの創出が必要なことからこの区域を設定している。

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

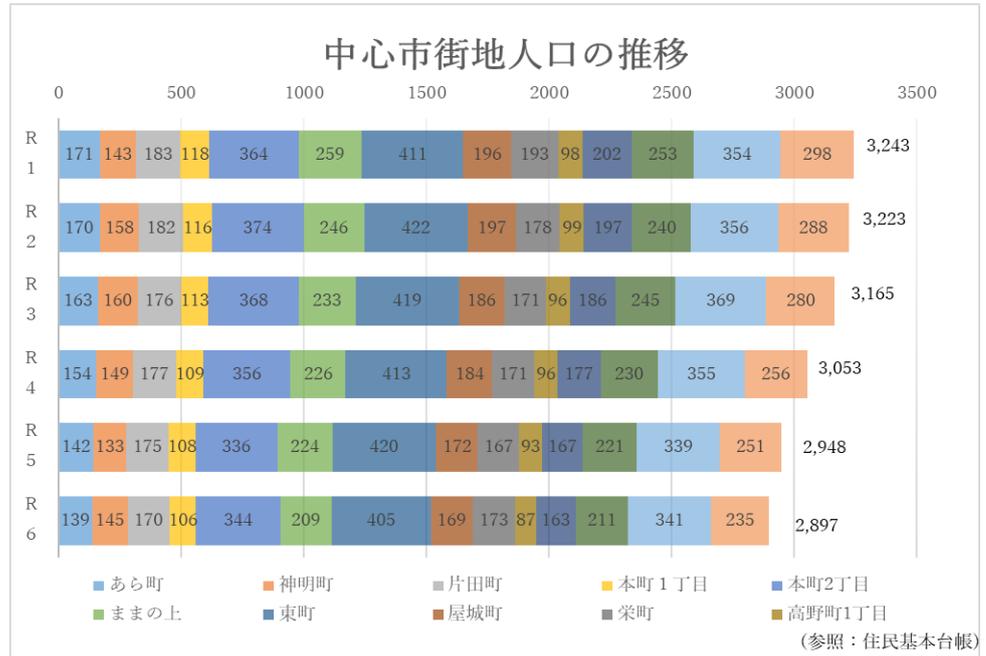
要 件	説 明																										
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>○商業の集積</p> <p>【全産業の集積状況】</p> <p>長井市全体の事業所数は 1,550 事業所で、そのうち中心市街地区域内は 445 事業所と全体の 28.7%となっている。また、従業者数は、全体で 13,045 人、中心市街地区域内では 3,030 人と全体の 23.2%となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">長井市全体</th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">中心市街地の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数（事業所）</td> <td style="text-align: center;">1,550</td> <td style="text-align: center;">445</td> <td style="text-align: center;">28.7%</td> </tr> <tr> <td>従業者数（人）</td> <td style="text-align: center;">13,045</td> <td style="text-align: center;">3,030</td> <td style="text-align: center;">23.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（参照：R3経済センサス）</p> <p>【小売業の集積状況】</p> <p>長井市全体の事業所数は 295 事業所で、そのうち中心市街地区域内は 101 事業所と全体の 34.2%となっている。また、従業者数は、全体で 1,861 人、中心市街地区域内は 507 人と全体の 27.2%となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">長井市全体</th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">中心市街地の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数（事業所）</td> <td style="text-align: center;">295</td> <td style="text-align: center;">101</td> <td style="text-align: center;">34.2%</td> </tr> <tr> <td>従業者数（人）</td> <td style="text-align: center;">1,861</td> <td style="text-align: center;">507</td> <td style="text-align: center;">27.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（参照：R3経済センサス）</p> <p>○都市機能の集積</p> <p>中心市街地には、市役所や県の出先機関、郵便局、市民文化会館、図書館や子育て機能のある「くるんと」などの公益施設のほか、交通拠点の長井駅や道の駅、金融機関や公立病院などの都市機能が集積しており、市民生活の基盤を支えている。</p> <p>○交通機能の集積</p> <p>中心市街地には、市庁舎と一体となっているフラワー長井線の長井駅があるほか、県庁所在地である山形市とを結ぶバスの発着の基点や市営バスが集まる区域となっており、アクセスにおける重要な役割を果たしている。</p> <p>以上のことから、中心的役割を果たしている市街地であるといえる。</p>				長井市全体	中心市街地	中心市街地の割合	事業所数（事業所）	1,550	445	28.7%	従業者数（人）	13,045	3,030	23.2%		長井市全体	中心市街地	中心市街地の割合	事業所数（事業所）	295	101	34.2%	従業者数（人）	1,861	507	27.2%
	長井市全体	中心市街地	中心市街地の割合																								
事業所数（事業所）	1,550	445	28.7%																								
従業者数（人）	13,045	3,030	23.2%																								
	長井市全体	中心市街地	中心市街地の割合																								
事業所数（事業所）	295	101	34.2%																								
従業者数（人）	1,861	507	27.2%																								

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

○中心市街地の人口の推移

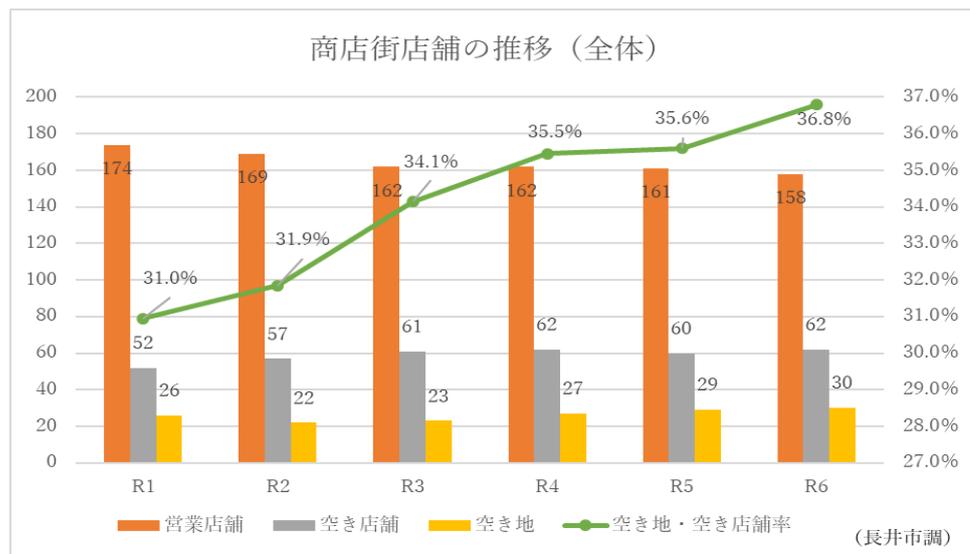
中心市街地における人口は、R1の3,243人からR6の2,897人と減少傾向が続いている。



○商店街店舗の推移

中心市街地における商店の状況は、営業店舗が174(R1)から158(R6)へと減少している。逆に空き店舗が52(R1)から62(R6)に、空き地が26(R1)から30(R6)へとそれぞれ増加している。

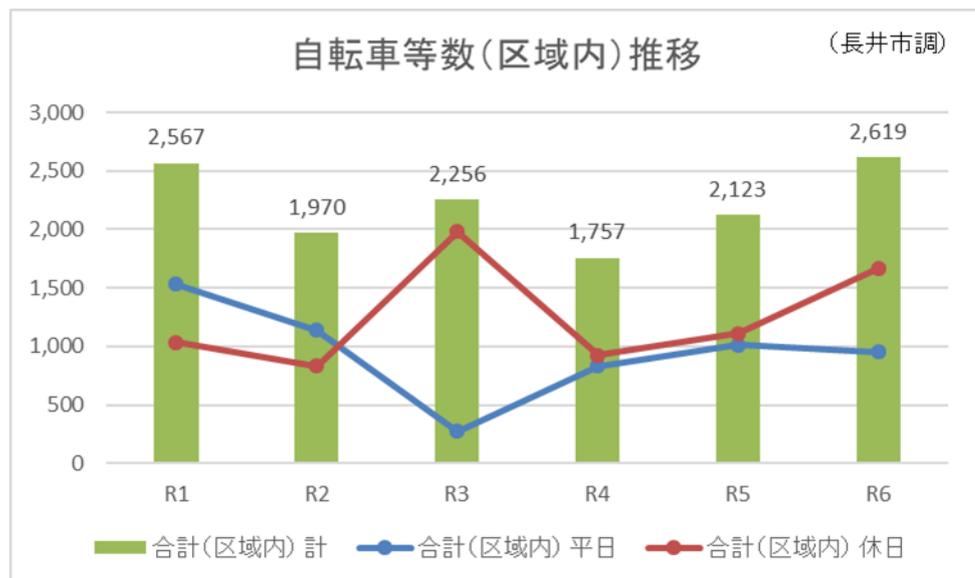
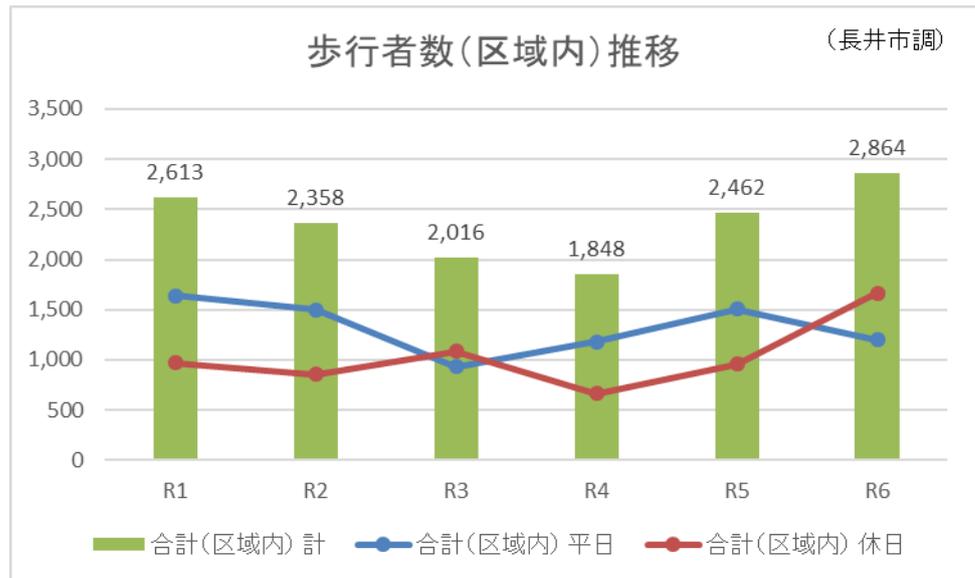
結果として、空き地・空き店舗率が31.0%(R1)から36.8%(R6)へと増加している。



○歩行者・自転車等通行量の状況

歩行者数、自転車等ともにR1からR6にかけて、増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっている。また、休日における人数は増加傾向

向にあるものの、平日の人数が減少している。



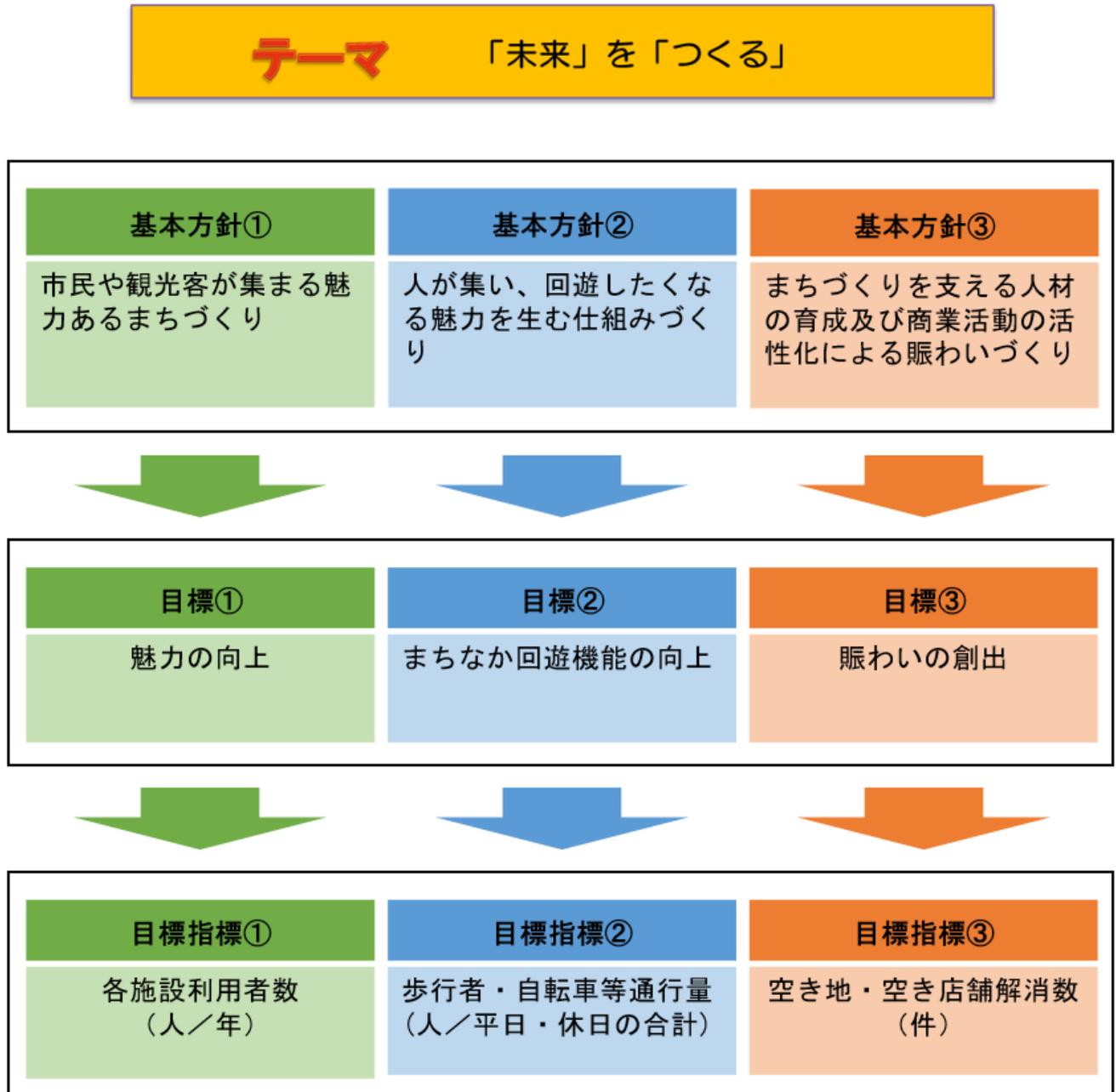
以上のことから、人口の減少や平日の歩行者数の減、空き地・空き店舗の高止まりが続いており、今後何らかの対策を講じなければ、都市活動の確保や経済活力の維持に支障をきたすおそれがあるといえる。

<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>中心市街地の活性化は、第6次総合計画をはじめとした各種計画において主要事業として位置づけられており、本市の発展にとって必要不可欠なものであり、有効かつ適切な施策である。</p> <p>○長井市第6次総合計画（令和6年4月～令和16年3月） 令和6年3月に策定した長井市第6次総合計画では、基本目標の一つに「産業の活力あふれるまちづくり」を掲げ、その中で商業機能の確保や地域内での消費喚起、賑わいや魅力のある商業環境を目指すとしている。</p> <p>○長井市デジタル田園都市構想総合戦略（令和6年3月～令和10年3月） 令和6年3月に策定した長井市デジタル田園都市構想総合戦略では、基本目標の一つに「時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守る」を掲げ、その中で中心市街地の活性化やコンパクトなまちづくりを目指すとしている。</p> <p>○長井市都市計画マスタープラン（平成30年4月～令和18年3月） 平成30年3月に策定した長井市都市計画マスタープランでは、基本方針の一つに「暮らしの活力と魅力あふれるまち」を掲げ、その中で中心市街地活性化基本計画に基づき中心市街地の活性化を図るとしている。</p> <p>○長井市立地適正化計画（平成31年4月～令和23年3月） 平成31年3月に策定した長井市立地適正化計画では、施策・誘導方針の一つに「中心市街地のにぎわいづくり、回遊性の促進」を掲げ、まちなかに人の流れを誘導することや、市民や来訪者が中心市街地を回遊し、まちなかの賑わいを生み出す仕組みづくりを推進することで活性化を図るとしている。</p> <p>○長井市観光振興計画（令和5年4月～令和15年3月） 令和5年3月に策定した長井市観光振興計画では、中心市街地活性化基本計画の方針に基づくとし、商店街を中心に経済効果が生まれるよう連動した取り組みを行うとしている。</p>
---	---

第3章 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地の活性化についての基本的な方針、目標、目標指標を以下のとおり設定する。



基本方針① 市民や観光客が集まる魅力あるまちづくり

これまで観光交流センター（道の駅）や旧長井小学校第一校舎、公共複合施設「くるんと」などの整備によってまちなかの集客力はアップしたものの、そこから派生する魅力ある店舗の出店や街中の魅力向上までは至っておらず、地価の下落や商店数の減少が続いている。また、市民ニーズにおいても魅力的な商店を望む意見が多く、賑わいを実

感できるまでにはなっていない。

今後、集客施設のみならず、そこから周辺へ波及させる取り組みを進め、地域全体の魅力を上げていくことが必要である。そのため、魅力ある店舗や集客施設などのような個の部分や、商店街や集客施設を中心とした面的エリアそれぞれの魅力の向上、水や緑を感じることができる通りや歩いて楽しいまち、長時間滞在したくなるような居心地の良い空間づくりを進めていくことが重要となる。

このように、個やエリアでの魅力をそれぞれ向上させ、人が集まり、楽しみ、居心地が良いと感じ、滞在したいと思えるような空間の形成など、市民や観光客が訪れたい魅力ある街を構築し、コンパクトシティの実現を目指していく。

基本方針② 人が集い、回遊したくなる魅力を生む仕組みづくり

各拠点への集客力は向上したものの、その後の人の流れにはつながっておらず、前期計画でも課題であった回遊を促すことが引き続き重要課題であると言える。加えて、ウォーカブルなまちづくりを推進していくことも重要となる。

これまでやまがたアルカディア観光局の取り組みやまち歩きの推進、民間各団体がそれぞれ取り組みを行っているが、交通量調査においても増加するまでには至っていない。また、市民ニーズにおいて、歩いて回ることでできる距離感に魅力のあるものが必要との意見もある。

このようなことから、公共交通の利便性向上はもとより、重要文化的景観を活かした取り組みなど集客施設から人の流れをつくるための方策の検討や、歩ける距離感に目的地が点在すること、歩くことが楽しいまちづくりが必要であり、官民連携も含めた地域内を回遊するための仕組みづくりを進めていく。

基本方針③ まちづくりを支える人材の育成及び商業活動の活性化による賑わいづくり

人口減少や個人商店数の減少傾向、空き地・空き店舗率の高止まりなど、商業活動の低下が懸念される。また、市民ニーズにおいても空き地・空き店舗対策が重要であり、中心市街地の活性化を引き続き進めていくことが必要とされている。

今後、新規創業する人、イベントを開催する人、新たに挑戦する人、まちづくりを担う人などが現れる環境をつくることが必要であり、同時に新たな人や活動を受け入れる寛容性を持ち、あらゆる人々が活動しやすい環境をつくっていくことも求められる。この新たな人材が活躍することで、魅力の創出や、回遊力の向上、賑わいの創出につながると考えられる。併せて、民間活力における商業活動の活性化を推進していくことも必要となる。

このように、地域の魅力をつくること、回遊を促すこと、飲食・サービス機能向上や事業承継などを含めた商業活動の活性化を図ることを推進するために、人材育成を進め、商業活動を活性化させ、賑わいの実感できるまちを目指していく。

[2]計画期間の考え方

本計画の期間は、各事業の進捗により効果が発現する時期等を考慮し、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

[3]目標指標の設定の考え方

① 各施設利用者数

本目標については、今期計画において整備予定の文教の杜エリアのほか、拠点施設である「くるんと」「観光交流センター（道の駅）」「旧長井小学校第一校舎」における利用者数の増加を街中の魅力の向上と考え設定する。

② 歩行者・自転車等通行量

本目標については、今回整備する文教の杜エリアのほか、地域連携DMO事業や各集客施設、商店街、民間施設などの取り組みによって、中心市街地全域において回遊機能の向上を図るものであることから、区域内全体の歩行者・自転車等通行量を回遊の成果として設定する。

③ 空き地・空き店舗解消数

本目標については、店舗の充実やイベント開催、地域活性化のための取り組みのほか、人材の育成や空きスペースを活用した取り組みを進めることによって達成され、賑わいの創出に繋がると考えられる。よって、空き地・空き店舗の解消数を目標指標として設定する。

[4]数値目標の設定

●目標等における一覧

基本方針	目 標	目標指標	基 準 値	目 標 値
市民や観光客が集まる魅力あるまちづくり	魅力の向上	各施設利用者数	903,362人	1,000,000人
人が集い、回遊したくなる魅力を生む仕組みづくり	まちなか回遊機能の向上	歩行者・自転車等通行量	5,483人	7,308人
まちづくりを支える人材の育成及び商業活動の活性化による賑わいづくり	賑わいの創出	空き地・空き店舗解消数	20件	23件

(1) 各施設利用者数

①目標値

目標指標	基準値 (R5)	目標値 (R12)
各施設利用者数 (人/年)	903,362人	1,000,000人

②目標数値の積算

ア. 基準値

令和5年度実績値 903,362人

イ. 文教の杜エリア整備事業、文教の杜ながい活用事業

○事業概要：文教の杜エリアにおいて、観光案内所やワークショップスペース、ショップなどを整備するとともに、施設整備にあわせた活用を行うことで集客力向上を図るもの。

○実施期間：令和7年度～令和8年度
(活用事業については、令和8年度～令和12年度)

○積算の考え方

文教の杜エリアにおける旧西置賜郡役所（小桜館）整備や旧丸大扇屋の靱蔵、店蔵整備による効果や地域連携 DMO 事業による効果で、令和12年度までに利用者が2倍になると見込む。

$$11,225人 \times 2 = \underline{22,450人}$$
$$22,450人 - 11,225人 = \underline{11,225人}$$

ウ. くるんと活用事業

○事業概要：図書館機能と子育て支援機能を併せ持つ複合施設において、イベントの開催や展示会、講座など集客のための取り組みを行うもの。

○実施期間：令和5年度～

○積算の考え方

集客イベントの取り組みによって利用者が1割増加すると見込む。

・くるんと利用者数 303,859人
(オープン間もないため、R6.2～R7.1の数値を年間利用者数とする)

$$303,859人 \times 10\% \doteq \underline{30,386人}$$

エ. 川のみなと公園整備事業、川のみなと公園活用事業

○事業概要：観光交流センター（道の駅）に隣接する場所において、河川緑地公園として整備(A=9,000 m²)するもので、スケートボードやバスケット、ドッグランなどの利用が可能となり、活用事業とあわせ集客力向上を図るもの。

○実施期間：令和7年度 ～ 令和8年度

(活用事業については、令和9年度～令和12年度)

○積算の考え方

河川緑地から隣接する観光交流センターや旧長井小学校第一校舎へ人の流れができると考え、それぞれ増加率を掛けて算出する。

《観光交流センター》

県内においてスケートパークを有する施設「蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク」を参考にする。

・蔵王みはらしの丘利用者数

R5 163,343 人

R6 114,000 人

・2ヶ年平均 $(163,343 + 114,000) \div 2 \doteq 138,672$ 人

施設規模から約7割程度の利用者を見込み、そのうち半分が観光交流センターを利用すると見込む

・ $138,672 \times 7割 \doteq 97,070$ 人

・ $97,070 \div 2 = 48,535$ 人

《旧長井小学校第一校舎》

上記の観光交流センター利用者増加見込割合を参考にする。

・観光交流センターR5利用者数 513,031 人・・・①

・増加見込数 48,535 人・・・②

・増加割合【② ÷ ①】

$48,535 \div 513,031 \doteq 9.5\%$ ・・・③

・旧長井小学校の利用者数に掛ける【75,247 × ③】

$75,247 \times 9.5\% \doteq 7,148$ 人

◎目標値

項 目		人 数
ア. R5 実績値		903,362 人
増加要因	イ. 文教の杜エリア整備事業	11,225 人
	ウ. くるんと活用事業	30,386 人
	エ. 川のみなと公園整備事業	55,683 人
合 計 値		1,000,656 人
目 標 値		$\doteq 1,000,000$ 人

◎目標指標の計測方法について

- ・調査方法：各施設において利用者数を集計
- ・調査月：1年間
- ・調査主体：各施設管理者
- ・調査対象：文教の杜エリア内施設（小桜館、旧丸大扇屋、彫塑館）、くるんと、観光交流センター（道の駅）、旧長井小学校第一校舎
- ・算出方法：1年間の利用者数

【計測地点】青丸（○の4地点）



(2) 歩行者・自転車等通行量

①目標値

目標指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
歩行者・自転車等通行量 (人/平日・休日の合計)	5,483人	7,308人

②目標数値の積算

○数値計測における考え方

通行者は複数の調査地点を通過することから、事業効果にそれぞれの主な調査地点通過数を係数として掛けるものとする。

ア. 基準値

令和6年度実績値 5,483人

イ. 文教の杜エリア整備事業、文教の杜ながい活用事業

○事業概要：文教の杜エリアにおいて、観光案内所やワークショップスペース、ショップ、道路整備などを整備するとともに、施設整備にあわせた活用を行うことで集客力向上を図るもの。

○実施期間：令和7年度～令和8年度

(活用事業については、令和8年度～令和12年度)

○積算の考え方

文教の杜エリアにおける旧西置賜郡役所（小桜館）整備や旧丸大扇屋の靱蔵、店蔵整備及び周辺の道路整備（石畳など）による効果で、歩行者等の通行量が増加すると見込み積算する。

・文教の杜エリア利用者が周辺を歩くことを想定（開館期間は4月～12月の275日）

年間利用者(指標①より)22,450人 ÷ 275日 × 2日(平日・休日)

≒ 163人・・・①

また、一般歩行者数も道路整備により増加すると考え、旧丸大扇屋前のR6実績に増加率（以前の町街路整備時の増加率（クロスバ前））を掛けて算出。

・クロスバ前歩行者数(H29) 186人（平日134人・休日52人）・・・②

・クロスバ前歩行者数(R6) 286人（平日148人・休日138人）・・・③

・町街路整備における増加率（クロスバ前）【③ ÷ ②】

286人 ÷ 186人 ≒ 153.8% → 増加率 53.8%・・・④

・旧丸大扇屋前 R6 実績に増加率を掛ける

【合計85人(歩行者数58人、自転車等27人) × ④】

85人 × 53.8% ≒ 46人・・・⑤

○係数の考え方（下記ケースから算出する）

(a) 文教の杜 → 文教の杜（周遊） ⇒ 3地点

(b) 文教の杜 → 長井駅 ⇒ 3地点

よって、平均値 $3((3+3) \div 2)$ を係数とする。

○計算式【(①+⑤) × 係数】

$$(163 \text{ 人} + 46 \text{ 人}) \times 3 = \underline{627 \text{ 人}}$$

ウ. 川のみなと公園整備事業、川のみなと公園活用事業

○事業概要：観光交流センター（道の駅）に隣接する場所において、河川緑地公園として整備(A=9,000 m²)するもので、スケートボードやバスケット、ドッグランなどの利用が可能となり、活用事業とあわせ集客力向上を図るもの。

○実施期間：令和7年度 ~ 令和8年度

（活用事業については、令和9年度～令和12年度）

○積算の考え方

河川緑地から隣接する観光交流センターへ人の流れができ1割増加すると見込み算出する。

・観光交流センター前の通行量 547 人（平日 130 人、休日 417 人）

$$547 \text{ 人} \times 10\% \doteq \underline{55 \text{ 人}} \dots \textcircled{1}$$

○係数の考え方（下記ケースから算出する）

(a) 観光交流センター → 旧長井小学校第一校舎 ⇒ 2地点

よって、2 を係数とする。

○計算式【①×係数】

$$55 \text{ 人} \times 2 = \underline{110 \text{ 人}}$$

エ. 都市計画道路長井駅海田線街路整備事業

○事業概要：都市計画道路の長井駅海田線における街路整備事業で、道路拡幅による利便性の向上や歩行者にやさしい環境整備を図るもの。

○実施期間：令和4年度 ~ 令和12年度

○積算の考え方

街路整備によって通行量が増加すると見込み、以前の本町街路整備時の増加率（クロスバ前）を掛けて算出。

・クロスバ前歩行者数(H29) 186 人（平日 134 人・休日 52 人） $\dots \textcircled{1}$

・クロスバ前歩行者数(R6) 286 人（平日 148 人・休日 138 人） $\dots \textcircled{2}$

・本町街路整備における増加率（クロスバ前）【 $\textcircled{2} \div \textcircled{1}$ 】

$$286 \text{ 人} \div 186 \text{ 人} \doteq 153.8\% \rightarrow \text{増加率 } \underline{53.8\%} \dots \textcircled{3}$$

・信組前 R6 実績に増加率を掛ける

【 合計 639 人(歩行者数 445 人、自転車等 194 人) × ③ 】

639 人 × 53.8% ≒ 344 人 . . . ④

○係数の考え方(下記ケースから算出する)

(a) 長井駅(くるんと) → 長井駅(くるんと)(周遊) ⇒ 4 地点

(b) 長井駅(くるんと) → 長井駅(くるんと)(小周遊) ⇒ 2 地点

よって、平均値 $3((4+2) \div 2)$ を係数とする。

○計算式【④×係数】

344 人 × 3 = 1,032 人

オ. 地域連携 DMO 事業

○事業概要：まちなか観光の窓口機能を持ち、滞在交流型旅行商品の企画・販売等を実施し、来街者の増加と賑わい創出に寄与するもの。

○実施期間：令和 2 年～

○積算の考え方

地域連携 DMO(やまがたアルカディア観光局)では、2市3町による広域な観光事業を展開しており、域内観光の魅力や情報の発信のほか、様々な旅行商品を提供している。この旅行商品催行数における原状値を目標値まであげることで、エリア内への集客もアップすると考えられることから、催行数に区域内への波及割合を乗じて積算する。

・ R5 実績値

○旅行商品全体

	滞在交流型	タイアップ	受注・手配	水陸両用バス	合計
催行数	185	60	6	41	292
人数	1,786	1,890	112	855	4,643

○滞在交流型旅行商品

	催行数	人数
全体	185	1,786
長井市	70	1,350
中活区域	44	481

・観光局の R12 目標催行数 1,376 回 . . . ①

・観光局の R5 実績催行数 292 回 . . . ②

・R12 までの増加見込催行数【① - ②】

1,376 回 - 292 回 = 1,084 回 . . . ③

・1 催行あたり参加者数

- 区域内参加者数 481 人 ÷ 回数 44 回 = 10.9 人 . . . ④
- ・ 催行数全体に占める滞在交流型旅行の割合
185 回 ÷ 292 回 = 63.4% . . . ⑤
- ・ 滞在交流型旅行催行数のうち長井市の割合
70 回 ÷ 185 回 = 37.8% . . . ⑥
- ・ 滞在交流型旅行催行数の長井市分のうち中心市街区域内の割合
44 回 ÷ 70 回 = 62.9% . . . ⑦
- ・ 増加見込催行数のうち中活区域内催行数【 ③ × ⑤ × ⑥ × ⑦ 】
1,084 回 × 63.4% × 37.8% × 62.9% = 163 回 . . . ⑧
- ・ 利用者数【 ⑧ × ④ 】
163 回 × 10.9 人 = 1,777 人 . . . ⑨
- ・ よって
1,777 人 ÷ 365 日 × 2 日（平日・休日） = 10 人 . . . ⑩

○係数の考え方（事業が区域内全域のため下記モデルケースの平均とする）

- (a) 長井駅 → 観光交流センター ⇒ 4 地点
 - (b) 文教の杜 → 長井駅 ⇒ 3 地点
 - (c) 長井駅 → 長井駅（周遊） ⇒ 6 地点
 - (d) くるんと → 商店街（往復） ⇒ 3 地点
- よって、平均値 $4((4+3+6+3) \div 4)$ を係数とする。

○計算式【⑩×係数】

$$10 \text{ 人} \times 4 = \underline{40 \text{ 人}}$$

カ. 観光ボランティアガイド事業

○事業概要：長井市を訪れる観光客に対して観光ボランティアガイドがまち歩きによる案内を行うもの。

○実施期間：令和3年～

○積算の考え方

案内人利用実績の増加割合（R4 → R5）から積算する。

- ・ 案内実績数（R4） 965 人 . . . ①
- ・ 案内実績数（R5） 1,061 人 . . . ②
- ・ 案内数の増加割合【 ② ÷ ① 】
1,061 人 ÷ 965 人 = 109.9% . . . ③
- ・ 単年増加数【 ② × ③ - ② 】
1,061 人 × 109.9% = 1,166 人
1,166 人 - 1,061 人 = 105 人 . . . ④
- ・ 単年増加数に R12 までの年数を掛ける（R5→R12 までの7年）【 ④ × 7 】
105 人 × 7 年 = 735 人 . . . ⑤
- ・ よって

$$735 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 2 \text{ 日 (平日・休日)} \doteq \underline{4 \text{ 人}} \dots \textcircled{6}$$

○係数の考え方（事業が区域内全域のため下記モデルケースの平均とする）

(a) 長井駅 → 観光交流センター ⇒ 4 地点

(b) 文教の杜 → 長井駅 ⇒ 3 地点

(c) 長井駅 → 長井駅（周遊） ⇒ 6 地点

(d) くるんと → 商店街（往復） ⇒ 3 地点

よって、平均値 $4((4+3+6+3) \div 4)$ を係数とする。

○計算式【 $\textcircled{6} \times$ 係数】

$$4 \text{ 人} \times 4 = \underline{16 \text{ 人}}$$

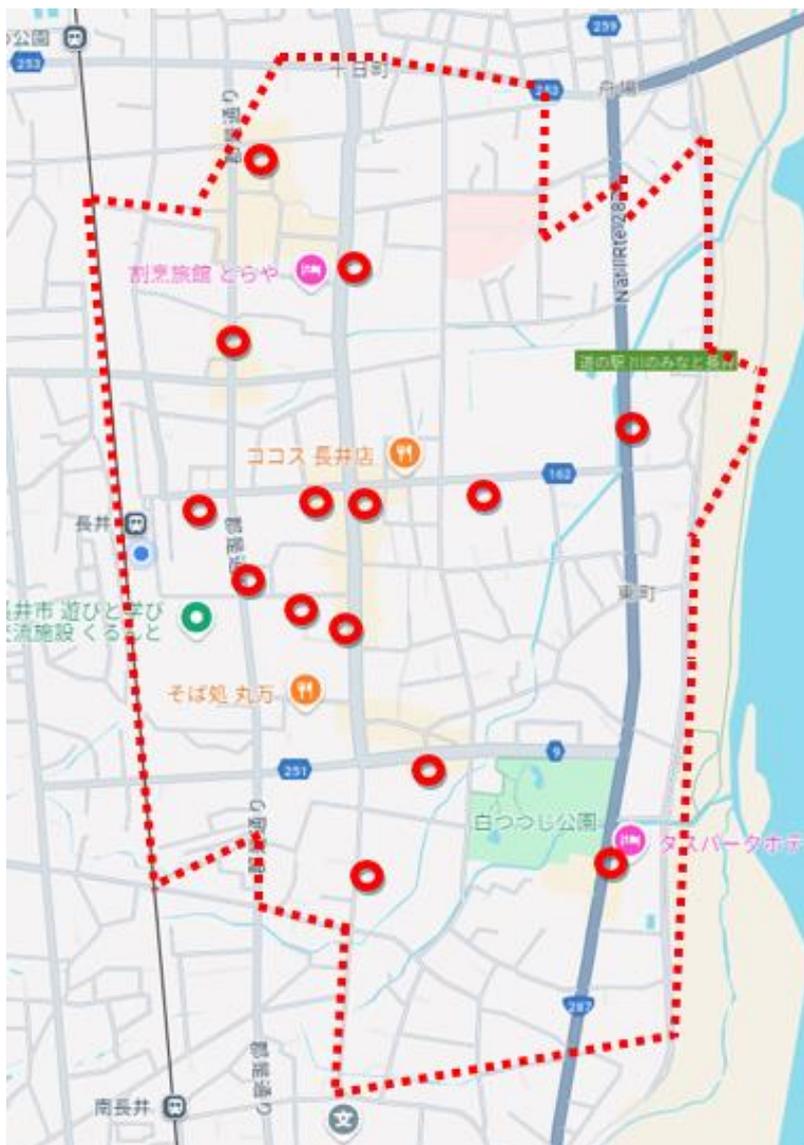
◎目標値

項 目		人 数
ア. R6 実績値		5,483 人
増加要因	イ. 文教の杜エリア整備事業	627 人
	ウ. 川のみなと公園整備事業	110 人
	エ. 都市計画道路長井駅海田線街路整備事業	1,032 人
	オ. 地域連携 DMO 事業	40 人
	カ. 観光ボランティア事業	16 人
合 計		7,308 人

◎目標指標の計測方法について

- ・調査方法：各地点において目視で集計
- ・調査月：9月～11月の平日・休日各1日ずつ計測
- ・調査主体：長井市（業務委託）
- ・調査対象：中心市街地域内14か所
- ・算出方法：調査日における抽出調査

【計測地点】赤丸（○の14地点）



(3) 空き地・空き店舗率

①目標値

目標指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)
空き地・空き店舗解消数 (件)	20件	23件

※基準値は、令和2年度～令和6年度の平均である4件をもとに算出

②目標数値の積算

ア. 起業・創業支援事業

○事業概要：空き地・空き店舗等を活用して起業する方の開業に必要な経費の一部を支援するもの。

○実施期間：令和3年度～

○積算の考え方

起業・創業者数におけるR1からR6までの平均は約4件であり、そのうち約2件が中心市街地区域内の実績であることから、本事業の効果によって、空き地・空き店舗等を活用した起業者が毎年2件あると見込み積算する。

$$2 \text{ 件} / \text{年} \times 5 \text{ 年} = \underline{10 \text{ 件}}$$

イ. 文教の杜エリア整備事業、文教の杜ながい活用事業

○事業概要：文教の杜エリアにおいて、観光案内所やワークショップスペース、ショップなどを整備するとともに、施設整備にあわせた活用を行うことで集客力の向上を図るもの。

○実施期間：令和7年度～令和8年度
(活用事業については、令和8年度～令和12年度)

○積算の考え方

文教の杜エリアにおける旧西置賜郡役所（小桜館）整備や旧丸大扇屋の靱蔵、店蔵整備による集客力の向上、まち歩きやウォーカブルの推進などによる回遊の促進、空き店舗等を活用したワークショップや展示、ミニ美術館などの実証実験などによってエリアにおける魅力を向上させるとともに、起業・創業支援事業補助金における嵩上げ制度などによる誘導を併せることによって、エリア周辺において毎年1件の創業があると見込み積算する。

・整備完了後の令和9年度からとする

$$1 \text{ 件} / \text{年} \times 4 \text{ 年} = \underline{4 \text{ 件}}$$

ウ. まちなか人材育成事業

○事業概要：まちづくりを牽引する人材の育成を目的に、ワークショップや講演会、実証実験などを行うもので、将来的に空き店舗等を活用した開業や居場づくりなどの拠点づくりに繋げるもの。

○実施期間：令和8年～

○積算の考え方

計画期間後半に開業及び拠点づくりにおける成果があると見込み令和11年度、令和12年度にそれぞれ1件と積算する。

$$1 \text{ 件} / \text{年} \times 2 \text{ 年} = \underline{2 \text{ 件}}$$

エ. 空きスペース活用事業

○事業概要：空きスペースを活用して、イベントの開催や人が集まる場としての活用などを行うもの。空き店舗を活用したチャレンジショップなどの実証実験や空き店舗バンクによるマッチング事業の取り組みによって空き地・空き店舗の解消を図るもの。

○実施期間：令和8年度 ～ 令和12年度

○積算の考え方

実証実験については、計画期間中にエリア北、エリア南でそれぞれ1件の解消が図られると見込む。また、空き店舗バンクについては、毎年1件の解消が図られると見込み積算する。

・実証実験

$$1 \text{ 件} \times 2 \text{ エリア} = \underline{2 \text{ 件}}$$

・空き店舗バンク

$$1 \text{ 件} / \text{年} \times 5 \text{ 年} = \underline{5 \text{ 件}}$$

◎目標値

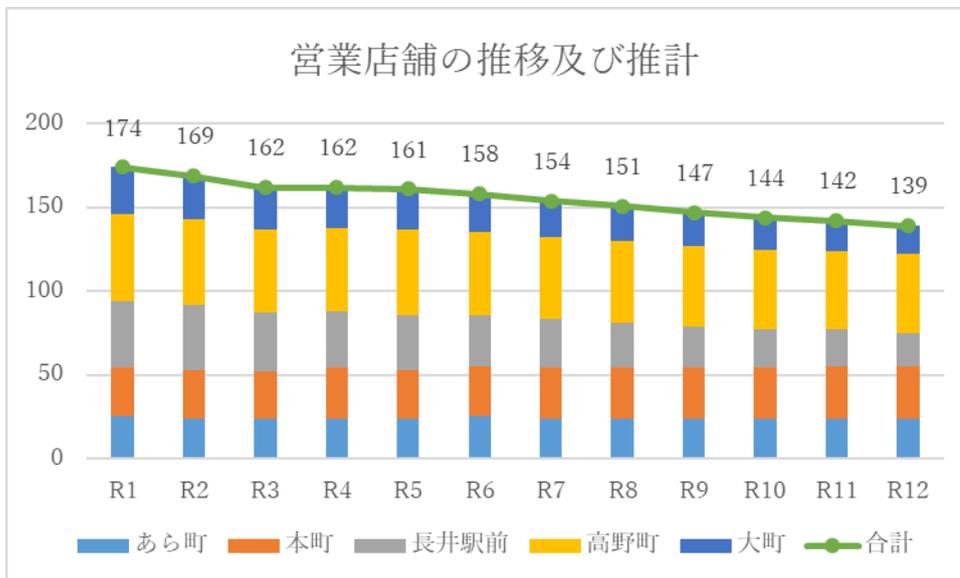
積算内訳	
ア. 起業・創業支援事業	10件
イ. 文教の杜エリア整備事業、文教の杜ながい活用事業	4件
ウ. まちなか人材育成事業	2件
エ. 空きスペース活用事業	7件
合計値（ア+イ+ウ+エ）	23件
目標値	23件

【参考】

○推計

現在の営業店舗数について、何も対策を講じない場合の数値をトレンド推計によって算出すると下記のとおりとなる。

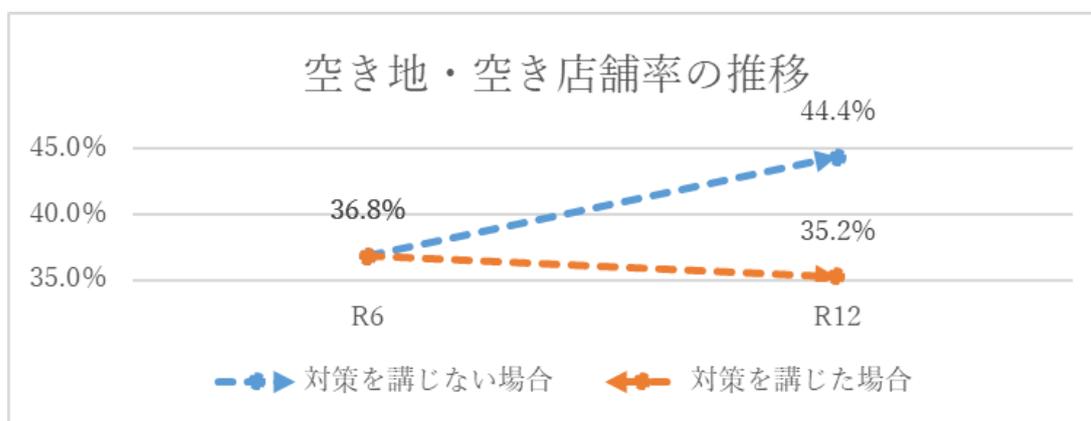
・推計値 (R6) 158店舗 → (R12) 139店舗



●事業実施における成果

本計画における事業実施によって23件の空き地・空き店舗が解消した場合、空き地・空き店舗率は、推計値の44.4%から35.2%となる。

		R6 実績値	R12 トレンド推計	R12 事業効果
営業店舗		158	139	162
空き店舗・空き地		92	111	88
内訳	空き店舗	62	74	—
	空き地	30	37	—
空地・空き店舗率		36.8%	44.4%	35.2%



◎目標指標の計測方法について

- ・調査方法：市内の5商店街における空き地・空き店舗の数を目視及び聞き取りにより調査する。
- ・調査月：9月～11月のある1日を基準日とする。
- ・調査主体：長井市
- ・調査対象：5商店街
- ・算出方法：調査日における現状把握

【計測地点】緑丸（○の5商店街）



◇4 から8までに掲げる事業一覧

・全68事業

※「目標（目標指標）」における凡例 ◎：直接目標（目標指標）への効果が見込まれる／○：間接的に目標（目標指標）への効果が見込まれる

事業番号	再掲事業番号	事業区分 (新規/継続)	事業名	事業主体	支援措置区分	支援措置	支援主体	目標（目標指標）		
								目標1（目標指標①）	目標2（目標指標②）	目標3（目標指標③）
4-1		新規	市道船場清水町線整備事業	長井市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	○	◎	
4-2		新規	長井駅前公園整備事業	長井市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	○		
4-3		新規	川のみなと公園整備事業	長井市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	◎	◎	
4-4		新規	川のみなと公園観光案内板設置事業	長井市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	◎	◎	
4-5		新規	市道文教の杜線石畳舗装整備事業	長井市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	○	◎	
4-6		新規	市道船場清水町線水路整備事業	長井市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	○	◎	
4-7		新規	都市計画道路長井駅海田線街路整備事業	山形県、長井市	(3)	防災・安全交付金（道路事業）	国土交通省	○	◎	
4-8		継続	まちづくり活動推進事業（まちづくり協議会等）	長井市	(4)	—	—			○
5-1		新規	旧西置賜郡役所（小桜館）文化観光交流拠点整備事業	長井市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	◎	◎	◎
5-2		新規	旧丸大扇屋(店蔵)文化観光交流拠点整備事業	長井市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	◎	◎	◎
5-3		新規	旧丸大扇屋(初蔵)文化体験交流施設整備事業	長井市	(3)	都市構造再編集中支援事業	国土交通省	◎	◎	◎
6-1		継続	長井市定住促進支援事業	長井市	(2)②	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	○		
6-2		継続	長井市住宅新築支援事業	長井市	(2)②	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	国土交通省	○		
6-3		継続	長井市住宅リフォーム等支援事業	長井市	(4)	—	—	○		
6-4		継続	空き家実態調査及び空き家バンク事業	長井市	(4)	—	—	○		
7-1		継続	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定	長井市	(1)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	経済産業省			○
7-2		継続	旧長井小学校第一校舎活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎		
7-3		新規	国際交流事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-4		継続	おらんだラジオ活用事業	日本・アルカディア・ネットワーク(株)	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-5		継続	公衆無線LAN活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-6		継続	市庁舎交流スペース活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○		
7-7		継続	くると活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	○	
7-8		継続	居場所づくり事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○		
7-9		継続	長井黒べこまつり事業	長井市、長井黒べこまつり実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	

7-10		新規	地産地消費産物等活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-11		継続	楽街楽座事業	俺たちの (株)楽街、 楽街楽座 実行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-12		継続	本町青空フェスティバル事業	本町大通り 商店街 振興組合	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-13		継続	朝市・夕市開催事業	朝市倶楽部	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-14		継続	ながい産業フェア事業	長井商工 会議所	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-15		新規	まちなか人材育成事業	長井市、 長井商工 会議所	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			◎
7-16		継続	個店等経営支援事業	長井市、 長井商工 会議所、 (一財)置 賜地域地 場産業振 興セン ター	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-17		継続	起業・創業支援事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			◎
7-18		継続	まちなか活性化支援事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-19		新規	空きスペース活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			◎
7-20		継続	農産物直売所事業	(一財)置 賜地域地 場産業振 興セン ター	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○		
7-21		継続	観光交流センター事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎		
7-22		継続	タスビル活用事業	長井市、 長井商工 会議所、 (一財)置 賜地域地 場産業振 興セン ター	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○		
7-23		継続	タスビル活用検討事業	長井市、 長井商工 会議所、 (一財)置 賜地域地 場産業振 興セン ター	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○		
7-24		継続	起業家育成支援事業	長井市、 長井商工 会議所、 (一財)置 賜地域地 場産業振 興セン ター	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○

7-25		継続	けん玉のふる里プロジェクト事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-26		継続	やまがたアルカディア観光局事業	長井市、 やまがた アルカ ディア観 光局	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-27		継続	さくらまつり事業	長井市、 長井市観 光協会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-28		継続	白つつじまつり事業	長井市、 長井市観 光協会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-29		継続	ながい黒獅子まつり事業	長井市、 ながい黒 獅子まつ り実行委 員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-30		継続	あやめまつり事業	長井市、 あやめま つり実行 委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-31		継続	ながい水まつり事業	長井市、 ながい水 まつり・ 最上川花 火大会実 行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省			○
7-32		継続	ながい雪灯り回廊まつり事業	長井市、 ながい雪 灯り回廊 まつり実 行委員会	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-33		継続	花観光推進事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-34		継続	水陸両用バス運行事業	やまがた アルカ ディア観 光局	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-35		継続	重要文化的景観活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-36		継続	市民文化会館活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○		
7-37		継続	文教の杜ながい活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	◎	◎
7-38		継続	文化的景観コーディネート事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-39		継続	マラソンを核とした健康づくり事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-40		継続	フットパス・ウォーキング事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省		○	
7-41		新規	川のみなと公園活用事業	長井市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	◎	
7-42		継続	地域連携DMO事業	長井市、 やまがた アルカ ディア観 光局	(2)②	新しい地方経済・生活環境 創生交付金	内閣府	○	◎	
7-43		継続	重要文化的景観事業	長井市	(3)	文化的景観保護推進事業 事業補助金	文部科学省		○	

7-44		継続	回遊性向上のための仕組み構築検討事業	長井市、やまがたアルカディア観光局、長井商工会議所、(一財)置賜地域地場産業振興センター	(4)	—	—		○	
7-45		継続	商店街等ビジョン検討事業	長井市、長井商工会議所、(一財)置賜地域地場産業振興センター、商店街	(4)	—	—			○
7-46		継続	まちの駅事業	(一財)置賜地域地場産業振興センター	(4)	—	—		○	
7-47		継続	観光ボランティアガイド事業	長井市	(4)	—	—		◎	
8-1		継続	フラワー長井線運行事業	山形鉄道、長井市及び山形県ほか1市2町	(3)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業） 社会資本整備総合交付金事業（地域公共交通再構築事業）	国土交通省		○	
8-2		継続	市営バス運行事業	長井市	(3)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業）	国土交通省		○	
8-3		新規	自動運転社会実装推進事業	長井市	(3)	地域公共交通確保維持改善事業（自動運転社会実装推進事業）	国土交通省		○	
8-4		継続	公共交通体系検討事業	長井市	(4)	—	—		○	
8-5		継続	高齢者外出支援事業	長井市	(4)	—	—		○	
8-6		継続	障がい者外出支援事業	長井市	(4)	—	—		○	

第4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、公共公益施設や、文化・教育・医療・福祉施設、小売商業等が多数集積するとともに、歴史的な建造物や町並みが国において「最上川上流域における長井の町場景観」に選定されるなど、商業と文化が混在する西置賜地域の中心都市となっている。

江戸時代に最上川の舟運が開かれ、酒田を経て京都・大阪への海路が開かれると、長井市は米沢藩の物資運搬の集積地「山の港町」として、絹織物などを取り扱う多くの豪商が現れ、藩内屈指の商業都市として栄華を誇った。最上川の河川交通の要衝として、また寺社の門前町として初期の市街地が形成され、蔵や水路などが今も残っている。

1914年の国鉄長井線（現フラワー長井線）の開通や、バイパス国道287号の開通によって、最上川と鉄道に挟まれた地域に市街地が形成された。また、大正9年の郡是製糸工場、昭和17年の東京芝浦電気工場の企業誘致によって市の産業が発展するとともに、市街地において5つの商店街が形成されてきた。

近年では、国道沿いに観光交流センター（道の駅）の整備、長井駅と一体となった市庁舎の整備、図書館と子育て支援機能を併せ持つ公共複合施設「くるんと」、本町街路整備、民間のテナントミックス事業「cross-ba」の整備など様々な整備を進めているが、大型店舗の郊外出店や中心市街地における空き地・空き店舗率の高止まりなど、中心市街地の空洞化は進んでおり、市街地においての更なる整備が必要な状況となっている。

(2) 事業の必要性

一定程度の整備は進んでいるものの、事業効果が発揮されているとはいえず、引き続き事業の推進を図っていくことが必要となっている。他にも、歴史的な建造物や町並みを活かすきれておらず、文教の杜エリアにおける整備による集客力アップや周辺のまち歩きなど、ウォーカブルを推進するような取り組みが求められている。

また、市民がくつろぎ、長居したくなる場の整備や、民間事業による新たな整備など、市街地において魅力ある拠点を作り上げていくことが引き続き重要となってくる。

このようなことから、官民が連携して、市民や観光客が訪れたいくなる街を形成するための取り組みを進めていくことが必要となってくる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 4-1 【事業名】 市道船場清水町線整備事業

【事業実施時期】	令和9年度～令和10年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	旧丸大扇屋前の道路において、道路改良等の整備（L=200m）を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	文教の杜エリアにおける交通の利便性を向上させ、来訪者やまち歩きする人の増加を目指す事業で、魅力の向上や回遊機能の向上などが図られる事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和9年度～令和10年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-2 【事業名】 長井駅前公園整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	長井駅前通り付近にある工場跡地において、植栽やあずまや等を整備し、街中における街区公園を整備するもの（A=1,793㎡）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		

【活性化に資する理由】	長井駅前通り付近において、市民がくつろげる空間を整備するもので、人が集まる拠点として魅力の向上が図られる事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-3 【事業名】 川のみなと公園整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和8年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	観光交流センター（道の駅）に隣接する場所で、河川緑地公園として整備するもの（A=9,000㎡）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	施設内には、子どもや子育て世代が魅力を感じられるような施設を整備し、市内外からの集客を図るとともに観光交流センターなどの周辺施設との周遊を促すもので、魅力の向上や回遊機能の向上に寄与する事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-4 【事業名】 川のみなと公園観光案内板設置事業

【事業実施時期】	令和8年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	川のみなと公園整備事業にあわせて案内板を設置するもの（2基）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	施設整備にあわせて設置するもので、魅力の向上や回遊機能の向上に寄与する事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-5 【事業名】 市道文教の杜線石畳舗装整備事業

【事業実施時期】	令和8年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	文教の杜エリアの東側において、新たに石畳舗装の道路を整備するもの(L=70m)		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	文教の杜エリアにおける歩行空間を確保する事業で、来訪者やまち歩きする人の利便性向上を目指すもので、魅力の向上や回遊機能の向上などが図られる事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-6 【事業名】 市道船場清水町線水路整備事業

【事業実施時期】	令和9年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	旧丸大扇屋前において、道路改良工事とあわせて水路整備を実施するもの(L=200m)		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	文教の杜エリアにおける空間の魅力を向上させるとともに、まち歩きを楽しんでもらえる事業で、魅力の向上や回遊機能の向上などが図られる事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-7 【事業名】 都市計画道路長井駅海田線街路整備事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和12年度		
【実施主体】	山形県、長井市		
【事業内容】	長井駅前から東側に延びる都市計画道路長井駅海田線において実施する街路整備事業		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上		

【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	エリアの中心地において実施する街路整備であり、魅力の向上やまち歩き、イベントの実施、新たな出店の動きなどが期待できる事業で、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和12年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】 4-8 【事業名】 まちづくり活動推進事業（まちづくり協議会等）

【事業実施時期】	平成24年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	まちづくりに関する協議や検討を実施する会議及びワークショップ等を開催するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	まちづくり協議会などにおいて、今後のまちづくりを検討したりするもので、賑わい創出に寄与する事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、長井市役所や山形県置賜総合支庁西置賜振興局などの行政機関、公立置賜長井病院や長井市保健センターなどの医療関係施設、長井小学校や市民文化会館などの教育文化施設のほか、コミュニティセンターや老人福祉センターなど幅広い世代が利用する施設が集積している。

近年では、令和3年に長井駅と一体となった市庁舎を整備し、これまで分散していた市役所機能を一本化している。他にも、令和5年に図書館機能と子育て支援機能を併せ持つ公共複合施設「くるんと」を整備し、市民はもとより県外利用者も含めた市外利用者が数多く来訪している。

一方で、舟運文化で栄えた長井の町並みを今に残すエリアにおける活用が課題となっている。

(2) 事業の必要性

市民が求めていた子供が遊べる施設の整備や、市庁舎整備により分散していた行政窓口の集約など行政サービスの向上が図られているが、長井市の舟運文化で栄えた町並みや歴史的な建物の活用が課題となっている。今後、文教の杜エリアにおいて集客機能を向上させるような改修を実施するとともに、まち歩きなどのソフト事業を絡めた取り組みを行い、市民や観光客が訪れるエリアとしての活用を進めることが重要となる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 5-1 【事業名】 旧西置賜郡役所（小桜館）文化観光交流拠点整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和8年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	文教の杜エリアにある歴史的建造物の一部を改修し、地域の歴史や文化の紹介、観光情報の提供、休憩などができるスペースとして整備するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上、賑わいの創出		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量、空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	施設の魅力を向上させることで、拠点としての集客力向上や周辺へのまち歩きの起点としての活用、新たな出店への動きの促進などが期待できる事業で、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 5-2 【事業名】 旧丸大扇屋（店蔵）文化観光交流拠点整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和8年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	文教の杜エリアにある歴史的建造物の一部を改修し、現在の店蔵を交流や地場産物の紹介、販売などのできるスペースとして整備するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上、賑わいの創出		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量、空き地・空き店舗解消数		

【活性化に資する理由】	施設に新たな機能を設けることで、拠点としての集客力向上や周辺へのまち歩きの起点としての活用、新たな出店への動きの促進などが期待できる事業で、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 5-3 【事業名】 旧丸大扇屋（靱蔵）文化体験交流施設整備事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和8年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	文教の杜エリアにある歴史的建造物の一部を改修し、現在の靱蔵を体験や交流ができるワークショップスペースとして整備するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上、賑わいの創出		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量、空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	施設に新たな機能を設けることで、拠点としての集客力向上や周辺へのまち歩きの起点としての活用、新たな出店への動きの促進などが期待できる事業で、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の人口は、令和6年現在23,763人となっており、平成26年（10年前）の27,845人から4,082人、令和元年（5年前）の25,996人から2,233人、それぞれ減少している。また、中心市街地においても、令和元年の3,243人から令和6年の2,897人と346人の減少となっている。

世帯数については、令和6年現在9,671世帯となっており、平成26年（10年前）の9,563世帯から108世帯、令和元年（5年前）の9,663世帯から8世帯、それぞれ増加している。また、中心市街地においては、令和元年の1,307世帯から令和6年の1,289世帯と18世帯の減少となっている。

(2) 事業の必要性

中心市街地における人口の減少は、地域経済の衰退、市民活動の低下、地域コミュニティの停滞などを引き起こし、賑わいの減少が中心市街地のみにとどまらず、市内や周辺地域全体へ影響を及ぼすと考えられる。このため、定住人口を維持するための取り組みが重要となる。

本市としては、新築住宅やリフォームへの補助金支援などを行い、中心市街地への定住を促す取り組みが引き続き必要と考えており、今後、空き家対策なども含めた居住人口を増加させる取り組みが重要となる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】 6-1 【事業名】 長井市定住促進支援事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	市外からの転入者等に対して、中心市街地を含む市内に土地を購入し、居住する場合に補助を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	土地を購入し居住する場合に補助を行うことで定住促進を図るもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和12年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 6-2 【事業名】 長井市住宅新築支援事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	建物の新築にかかる費用に対して支援を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	建物の新築にかかる費用の一部を支援することにより定住促進を図るもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）		

【支援措置実施時期】	令和8年度～令和12年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】6-3 【事業名】長井市住宅リフォーム等支援事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	住宅のリフォームにかかる費用に対して支援を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	住宅リフォームに係る費用の一部を支援することにより定住促進を図るもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】6-4 【事業名】空き家実態調査及び空き家バンク事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	空き家の実態調査や空き家活用の検討及び活用を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	空き家の実態や再活用の可能性を調査し、今後の活用方策の検討を行い、移住や定住等に繋げるもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

本市は、江戸時代の舟運文化や昭和の企業誘致によって西置賜地域の中核的な役割を担う商業都市として栄え、最上川と鉄道路線の間エリアに歴史的な建造物や5つの商店街が発展してきた地域である。

しかし、近年の大手企業の撤退や消費者の買い物動向の変化などによって、市内消費額は減少している。小売店舗年間商品販売額をみると、平成19年の355.7億円から令和3年の314億円へと41.7億円減少している。

他にも、大型スーパーの郊外出店の影響によって中心市街地への人の流れが減少しており、空き地・空き店舗率においては、令和元年の31.0%から令和6年の36.8%へと5.8%増加している。

また、中心地にあった大型スーパーの撤退した跡地において、大規模小売店舗立地法の特例を活用してドラッグストアと農産物直売所を誘致し、商業機能の維持に努めているが、賑わいを実感できる状況とはなっていない。

(2) 事業の必要性

中心市街地では、本町街路整備が完了し、現在、長井駅前通りの街路整備を進めており、商店街などの各団体の取り組みや官民が連携したイベントの開催など、新たな取り組みも出てきている。

また、図書館機能と子育て支援機能を併せ持つ公共複合施設「くるんと」には県外を含む市外の方の利用が多く、今後、街中へ誘導するための取り組みが重要となっている。

他にも、歴史的な建物がある文教の杜エリアの整備を予定しており、拠点としての集客力向上のほか周辺への人の流れが期待できる。併せて、観光交流センター（道の駅）や旧長井小学校第一校舎、cross-ba（民間テナント施設）などこれまで整備してきた各拠点の魅力を高めることや、地域連携 DMO 組織や地元団体の取り組みなど、ハード、ソフト両面での取り組みを強化し、まちの魅力向上や賑わい創出のための取り組みを進めていく必要がある。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

【事業番号】 7-1 【事業名】 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

【事業実施時期】	平成30年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	大規模小売店舗立地法の手続きを適用除外とする特例措置を要請し、山形県が設定するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	中心市街地内において、集客力を有する大規模小売店舗の出店を促し、空き地等の利用促進や賑わい創出に繋げるもので、来街者の増加や商店街の回遊性向上によって中心市街地の賑わい創出に寄与する事業である。		
【支援措置名】	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）		
【支援措置実施時期】	令和元年度～	【支援主体】	経済産業省
【その他特記事項】			

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 7-2 【事業名】 旧長井小学校第一校舎活用事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	国の登録有形文化財となっている旧長井小学校第一校舎を活用したイベントや講座、展示などの取り組みを展開する事業		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	「学び」と「交流」の拠点として整備した旧長井小学校第一校舎（国の登録有形文化財）を活用するもので、キャリア教育や歴史文化の紹介のほか、飲食スペースや交流の場として利用するもの。他にも、集客イベントの開催など人が集まる取り組みを実施し、地域の拠点として魅力の向上に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-3 【事業名】 国際交流事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	姉妹都市をはじめとした諸外国との交流やイベントの開催など、国際性のある取り組みを行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	姉妹都市やオリンピックのホストタウンとして繋がった国々との国際的な交流を図り、イベント開催による賑わい創出や、まち巡りなどの回遊に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-4 【事業名】 おらんだラジオ活用事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	日本・アルカディア・ネットワーク株式会社		
【事業内容】	まちのイベントや話題、新着情報をタイムリーに発信し、まちなかの賑わい創出を図るもので、中心市街地でのイベント情報などの発信を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	イベント情報や街中の魅力発信など様々な情報を発信しており、まちの魅力を伝えることによって中心市街地への誘導を図るもので、まちなか回遊機能の向上に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-5 【事業名】 公衆無線 LAN 活用事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	まちのイベントや話題、新着情報をタイムリーに発信し、まちなかの賑わい創出を図るもので、中心市街地でのイベント情報などの発信を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		

【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	街中の観光施設や公共施設などに整備した Wi-Fi 環境を活用し、来街者等における情報検索や情報発信などの利便性向上を図り、まち巡りの促進などの回遊機能の向上に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 1 3 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-6 【事業名】 市庁舎交流スペース活用事業

【事業実施時期】	令和 3 年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	市庁舎に併設するスペースにおいて展示やイベントなど市民の交流のための事業を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	イベントによる集客や憩いの場としての活用など、市民や観光客が集い、交流できる場を提供するもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 1 3 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-7 【事業名】 くるんと活用事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	図書館機能と子育て支援機能を併せ持つ複合施設において、イベントの開催や展示会、講座など集客のための取り組みを行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	市内外から幅広い年代の方に利用してもらう施設で、集客施設及び賑わいの拠点として活用することで、魅力の向上や中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 1 3 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-8 【事業名】 居場所づくり事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	空き家等を活用し、子供から高齢者までが利用できる空間形成を行うもの。主にコミュニティ空間の形成に必要な賃料、備品等の立ち上げ費用、利用促進のための広報費などへの補助や事業者への助言を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	空き家等を活用して人が集まる拠点をつくるもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-9 【事業名】 長井黒べこまつり事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市、長井黒べこまつり実行委員会		
【事業内容】	ブランド牛である「米沢牛」の一大産地である長井市において、A5ランクの焼肉と地酒などを楽しむ屋外イベントを実施するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	計画区域に隣接するまちなかにおいて実施されるイベントを支援するもので、集客力向上や回遊、賑わいの創出など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域外		

【事業番号】 7-10 【事業名】 地産地消農産物等活用事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	家庭から排出される生ごみなどをもとに発電を行い、その電気を使って育てた野菜などを活用して中心市街地でイベント等を開催するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		

【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地における集客事業であり、市内外から人を呼び込み、回遊に繋げることで中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-11 【事業名】 楽街楽座事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	俺たちの株式会社楽街、楽街楽座実行委員会		
【事業内容】	商店街を中心とした個店の店主等が講師となり少人数制の講座を開催する事業		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	個店や商店街の魅力を再発見させることで、来訪機会の増加や回遊が促され、中心市街地の賑わいの創出に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-12 【事業名】 本町青空フェスティバル事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	本町大通り商店街振興組合		
【事業内容】	商店街組織が中心となって市民参加型のイベントを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において実施されるイベントで、市内外から多くの方が来訪し、中心市街地の賑わいの創出に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-13 【事業名】 朝市・夕市開催事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	朝市倶楽部		
【事業内容】	中心市街地を中心にした会場において、朝市や夕市などのイベントを開催するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において実施される集客イベントであり、市内外から多くの方が来訪し、中心市街地の賑わいの創出に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-14 【事業名】 ながい産業フェア事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井商工会議所		
【事業内容】	長井市の産業を広くPRする事業で、企業ブースや飲食ブースを設けるほか、集客イベントの実施やスタンプラリーによる周遊イベントなどを行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	中心市街地に位置するタスビルを中心に開催される事業で、子供から高齢者までの集客が見込める中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-15 【事業名】 まちなか人材育成事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	長井市、長井商工会議所		
【事業内容】	これからのまちづくりを牽引する人材育成を目的に、ワークショップや講演会、実証実験などを行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		

【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	今後の人材育成を目的とした事業で、まちなかの中心的役割を担う人材の発掘や、空き店舗等を活用した取り組みの実施など、まちの賑わい創出や中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-16 【事業名】 個店等経営支援事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市、長井商工会議所、(一財)置賜地域地場産業振興センター		
【事業内容】	既存店舗が持続していくための支援や新規創業者への支援のほか、様々な案件の相談など、個店支援を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	既存店舗事業者に対する早期の支援や、新規創業者への伴走支援を実施し、空き店舗の増加を未然に防ぐもので、空き店舗対策や中心市街地の活性化に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※区域内で実施される事業のみ対象		

【事業番号】 7-17 【事業名】 起業・創業支援事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	創業する事業者に対して、改装費や広告宣伝費用等の一部を支援するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	空き地・空き店舗等を活用した新規創業が促進されることで、中心市街地の賑わい創出や活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※区域内で実施される事業のみ対象		

【事業番号】 7-18 【事業名】 まちなか活性化支援事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	商業者組織およびまちづくり団体が実施するイベントや広報費等に対して支援するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	まちなかにおいて実施されるイベントを支援するもので、集客力向上や回遊、賑わいの創出など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-19 【事業名】 空きスペース活用事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	空き家や空き店舗など遊休資産となっている空きスペースを活用して、イベントの開催や人が集まる場としての活用、商店街などと連携した取り組みなどを行うもの。また、空き店舗バンクのような空き店舗解消のための取り組みも併せて実施するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	空きスペースを活用した取り組みであり、人の往来も促進することで、空き店舗の解消や賑わいの創出に繋がる事業である。また、空き店舗のマッチング事業による空き店舗解消の取り組みなど、空き地・空き店舗の解消に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-20 【事業名】 農産物直売所事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	(一財)置賜地域地場産業振興センター		
【事業内容】	中心市街地内のテナント施設において、農産物などの販売や、商店街と連携したイベントなどを行うもの。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	食品スーパーが撤退した跡地において、大規模小売店舗立地法の特例を活用して大手ドラッグストアと農産物直売所をオープンさせたもので、中心市街地における利便性向上や地元と連携したイベント開催など、地域魅力の向上や中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-21 【事業名】 観光交流センター事業

【事業実施時期】	平成29年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	観光交流の拠点となる施設で、集客のためのイベント開催や、商店街と連携したまちなかへの誘客事業などの取り組みを行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	観光交流センターであると同時に道の駅として活用する施設で、市外からの集客やまちへの人の流れをつくる重要な施設であり、魅力の向上や中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-22 【事業名】 タスビル活用事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	長井市、長井商工会議所、(一財)置賜地域地場産業振興センター		
【事業内容】	タスビル内の施設を活用し、旅行商品の造成や、地場産品を活用した食のイベント、国際交流イベント、市民向けの健康増進事業など、タスビルの複合施設としての機能を活かした取り組みを行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	タスビルは、宿泊、飲食、フィットネス、コンベンション機能などを併せ持つ複合施設として、市内のみならず、周辺地域や県外からの集客が見込め、地域経済を牽引する役割を担う施設であり、魅力の向上や賑わいの創		

	出など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-23 【事業名】 タスビル活用検討事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市、長井商工会議所、（一財）置賜地域地場産業振興センター		
【事業内容】	タスビルにおいて時代に即した機能の再配置や活用方法等についての検討を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	周辺地域を含む地域経済を牽引する施設において、ニーズに即した施設機能の検討、整備を行い、魅力の向上や賑わいの創出を図るもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-24 【事業名】 起業家育成支援事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市、長井商工会議所、（一財）置賜地域地場産業振興センター		
【事業内容】	インキュベーション施設を活用した創業支援やDXコンテストなどのDXを推進する取り組みなど将来の起業家を育成する事業		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	創業者の発掘や将来の人材育成を促進するもので、人材育成、空き店舗対策など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-25 【事業名】 けん玉のふる里プロジェクト事業

【事業実施時期】	平成30年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	空き店舗を活用した施設「けん玉広場スパイク」を拠点に、けん玉体験やペイント体験のほか、スタンプラリー、イベント開催など、けん玉を活用したまちおこし事業を実施するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	多世代の市民が集う交流の場、及び観光客をまちなかへ誘導するための拠点施設として、まちなか回遊機能の向上や中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-26 【事業名】 やまがたアルカディア観光局事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	長井市、やまがたアルカディア観光局		
【事業内容】	当地域の観光地域づくりを推進する組織で、モニターツアーやまち歩きとの連携、情報発信など、観光客をまちなかへ誘導するための取り組みを行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	地域資源を活用した旅行商品の提供などを通して、まちなかへの人の流れを促し、賑わいの創出を図るもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ※区域内で実施される事業のみ対象		

【事業番号】 7-27 【事業名】 さくらまつり事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市、長井市観光協会		
【事業内容】	春の花見シーズンに観光客を中心市街地に誘導するイベント等を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			

【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	広域で取り組む「置賜さくら回廊」や、まち歩きと連携した取り組みを行い、来街者の増加や回遊性の向上、賑わいの創出など、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7-28 【事業名】 白つつじまつり事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市、長井市観光協会		
【事業内容】	白つつじ公園を中心としたイベント等を実施するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	白つつじが咲き誇る5月に開催されるイベントで、祭り期間中に集客イベントを実施するなど、来街者の増加や賑わいの創出に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-29 【事業名】 ながい黒獅子まつり事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市、ながい黒獅子まつり実行委員会		
【事業内容】	市内各神社の黒獅子が一堂に会し、中心市街地の通りにおいて勇壮な舞を披露するイベントを行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	交通規制を行い、中心市街地の様々な場所から1つのゴールに向かって黒獅子が練り歩くもので、市内外からの集客や回遊、賑わい創出など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省

【その他特記事項】	区域内
-----------	-----

【事業番号】 7-30 【事業名】 あやめまつり事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市、あやめまつり実行委員会		
【事業内容】	「あやめ」は、長井市のシンボルに位置付けられており、あやめに関連した様々なイベント等を開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	まつり期間中は、毎週のように様々な集客イベントが開催され、市内外から多くの方が訪れる一大イベントとなっている。また、中心市街地の通りで開催される「長井おどり大パレード」は様々な衣装に身を包んだ市民が集まるもので、集客や賑わいの創出など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7-31 【事業名】 ながい水まつり事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市、ながい水まつり・最上川花火大会実行委員会		
【事業内容】	水のまち長井において、「水」をテーマにした様々なイベントを開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	水に関連する長井ダムの紹介や、水をテーマとした体験、集客イベントなどのほか、夜は最上川沿いにおいて花火大会を実施し、市内外から多くの来訪者が訪れるイベントであり、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7-32 【事業名】 ながい雪灯り回廊まつり事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
----------	---------	--	--

【実施主体】	長井市、ながい雪灯り回廊まつり実行委員会		
【事業内容】	中心市街地において、スノーランタンや雪像制作、スタンプラリーなど「雪」をテーマとした市民参加型イベントを実施するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	各商店街における出店やスタンプラリーの実施などによって、歩行者等が減少する冬場の集客力や回遊機能の向上、賑わいの創出に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-33 【事業名】 花観光推進事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	花のまち長井において、市民の手によりまちを花で飾る「ガーデニング講習会」や道路沿線等に花苗を植栽する「花いっぱい運動」などを実施するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	市内各所に花が咲き並び、その景観を楽しみながらまち巡りを楽しむことができるもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7-34 【事業名】 水陸両用バス運行事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	やまがたアルカディア観光局		
【事業内容】	道の駅を拠点として、まちなかから長井ダムに移動しそのまま湖面に入水する水陸両用バスを運行する事業		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		

【活性化に資する理由】	長井ダムの魅力とアクティビティ事業を取り入れた集客事業であり、起点を道の駅にすることで、観光客の集客のほか、まちなか回遊の促進、賑わいの創出など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7-35 【事業名】 重要文化的景観活用事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	重要文化的景観区域における歴史的な建造物や町並みを活用した取り組みで、情報発信や旅行企画、空き家・空き店舗の活用、商店街と連携した取り組み、ガイドの養成などを行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	町場景観の継承や活用を行うもので、景観を活用したまち歩きなど観光客のまちなか回遊、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-36 【事業名】 市民文化会館活用事業

【事業実施時期】	令和2年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	市民文化会館において、コンサートや演奏会のほか、絵画や美術作品、市民の文化活動等の展示などの各種展示会を開催するもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上		
【目標指標】	各施設利用者数		
【活性化に資する理由】	市内外からの集客を図るものであり、集客やまちなか回遊など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-37 【事業名】 文教の杜ながい活用事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	県内一の古さを誇る旧西置賜郡役所（小桜館）や、舟運時代からの歴史がある呉服商の旧丸大扇屋など、文教の杜エリアにおいて歴史的建造物を活用した芸術文化事業や展示会、イベントの開催などを行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上、賑わいの創出		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量、空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	歴史的建造物を含むエリアの魅力を高め、市内外からの集客力や回遊機能の向上を図るもので、中心市街地の活性化に寄与するものである。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-38 【事業名】 文化的景観コーディネート事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	文化的景観の普及啓発や観光資源、空き家等の利活用を図ることを目的としたもので、関係各所との調整を行いながら、情報発信やイベント開催、相談・調整を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	文化的景観を活かした周遊の取り組みや、空き家等の利活用など、まちなか回遊機能の向上や中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-39 【事業名】 マラソンを核とした健康づくり事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	マラソンや駅伝大会、各種イベントの開催、健康づくり事業など、様々な集客事業を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		

【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	マラソン大会や関連する各種集客事業を実施し、市内外からの集客を図るとともに、まち歩きなどのまちなか回遊を促すもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 7-40 【事業名】 フットパス・ウォーキング事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	最上川周辺やまちなかルートを歩くもので、市内各所を楽しみながら巡るもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	まち歩きを楽しむものであり、様々な取り組みと連携することで、まちなか回遊機能の向上や中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-41 【事業名】 川のみなと公園活用事業

【事業実施時期】	令和10年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	子どもや子育て世代が魅力を感じられるような施設を整備する川のみなと公園において、イベントの開催や隣接する道の駅と連携した集客事業を行うもの。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	拠点施設である道の駅に隣接しており、連携したイベントの開催などを通して市内外からの集客を図るとともに街中へ人を誘導するきっかけとするもので、魅力の向上に寄与する事業である。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和13年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】 7-42 【事業名】 地域連携DMO事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	長井市、やまがたアルカディア観光局		
【事業内容】	当地域の観光地域づくりを推進する組織で、滞在交流型観光の推進や地域の魅力発信を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力の向上、まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	各施設利用者数、歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	2市3町における広域連携事業であり、長井市単独では誘客の難しい客層を取り組むなど広域的なエリアの魅力発信などによって集客を図り、長井市や中心市街地への波及効果が期待できるものである。魅力の向上やまちなか回遊の促進、賑わいの創出など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 7-43 【事業名】 重要文化的景観事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	重要文化的景観区域において、歴史的建造物や道路、河川など町並みを整備するとともに、その活用を推進するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	エリアにおける町並みが整備されることによって、まち歩きをする方が増加するなど、まちなか回遊機能の向上に寄与する事業である。		
【支援措置名】	文化的景観保護推進事業補助金		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和12年度	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】 7-4 4 【事業名】 回遊性向上のための仕組み構築検討事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市、やまがたアルカディア観光局、長井商工会議所、 (一財)置賜地域地場産業振興センター		
【事業内容】	中心市街地における回遊性の向上を図るため、関係団体において検討を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	回遊を促すためには、関係団体の取り組みのほか、常に変化する市民ニーズに対応していくことが重要で、関係団体間における検討を実施していくことが必要である。よって中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-4 5 【事業名】 商店街等ビジョン検討事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市、長井商工会議所、(一財)置賜地域地場産業振興センター、商店街		
【事業内容】	商店街や地域の団体が、今後、持続していくための将来ビジョンなどを検討するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	空き地・空き店舗解消数		
【活性化に資する理由】	賑わいを創出するためには、商店街等が活性化していくことが重要であり、そのためのビジョン等を検討することが必要となる。よって中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-4 6 【事業名】 まちの駅事業

【事業実施時期】	平成30年度～		
【実施主体】	(一財)置賜地域地場産業振興センター		
【事業内容】	農産物直売所において、まちの案内機能を持たせたもの		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	中心市街地において観光情報などを提供し、まちなか回遊機能の向上を図るもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-47 【事業名】 観光ボランティアガイド事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	案内人によるボランティアガイドを実施するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	まち歩きの促進のほか、長井の魅力を伝えるもので、魅力の向上やまちなか回遊機能の向上など、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

第8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 現状分析

鉄道は、隣接する南陽市から白鷹町を結ぶ全長 30.5 km の山形鉄道フラワー長井線が本市を縦断する形で運行しており、通勤通学のほかビジネスマンや観光客の移動手段として利用されている。

公共バスについては、市営バスが中心市街地と周辺地域を結ぶ移動手段としての役割を担うとともに、買い物や通院などにおいて交通弱者の移動手段として重要な役割を担っている。また、県庁所在地である山形市との間を民間のバスが運行している。

本市の交通事情としては、自家用車による移動が大半を占めており、上記の公共交通機関利用者が減少傾向にある。しかし、学生や高齢者などによる一定程度の需要もあり、今後も市民や来訪者の移動手段を確保していくことが必要となる。

(2) 事業の必要性

本市が目指すコンパクトシティ・プラス・ネットワークにおいても中心市街地と周辺地域を結ぶ市営バスは重要な役割を担っており、利便性の向上を常に模索しながら事業を継続していく必要がある。

市民や観光客が移動しやすく、また、高齢者などの外出を支援するような取り組みを促進するなど、交通利便性を向上させ、まちの賑わい創出に繋げていくことが重要となる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 8-1 【事業名】 フラワー長井線運行事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	山形鉄道、長井市及び山形県ほか1市2町		
【事業内容】	沿線住民及び学生の足としての活用のほか、駅沿線でのイベントの実施や特別列車の運行、キャラクターグッズの販売など観光資源としての活用を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	市民の交通手段であるとともに、観光客を中心市街地に誘導する重要な役割を担っているもので、まちなか回遊機能の向上や賑わいの創出など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）		
【支援措置実施時期】	平成28年度～	【支援主体】	国土交通省
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金事業（地域公共交通再構築事業）		
【支援措置実施時期】	令和6年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 8-2 【事業名】 市営バス運行事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	中心市街地と郊外を結ぶ市民の足としての活用や、観光客の回遊のための活用を図り、賑わいの創出を目指すもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			

【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	市民の交通手段であるとともに、市民や観光客がまち巡りを進めるにあたって重要な役割を担っているもので、まちなか回遊機能の向上や賑わいの創出など中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業）		
【支援措置実施時期】	平成28年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 8-3 【事業名】 自動運転社会実装推進事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和8年度		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	既存の公共交通を維持しつつ、利便性等を改善させることを目指して、自動運転バスでまちなかを循環する路線形成を図るもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	公共交通環境やまちなか回遊機能を向上させるもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業（自動運転社会実装推進事業）		
【支援措置実施時期】	令和6年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】 8-4 【事業名】 公共交通体系検討事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	バスルートなどの公共交通体系の検討を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	市民の利便性向上やまちなか回遊機能の向上を図るもので、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		

【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 8-5 【事業名】 高齢者外出支援事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	高齢者や障がい者を対象にした医療機関への外出支援を行うもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	高齢者等の外出支援によって、まちなかにおける人の流れを増加させるものであり、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 8-6 【事業名】 障がい者外出支援事業

【事業実施時期】	平成28年度～		
【実施主体】	長井市		
【事業内容】	障がい者の外出支援を目的として、タクシー料金の一部又は自動車等の燃料費購入費用の一部を助成するもの		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなか回遊機能の向上		
【目標指標】	歩行者・自転車等通行量		
【活性化に資する理由】	障がい者の外出支援によって、まちなかにおける人の流れを増加させるものであり、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

■全68事業
 新規：16事業（★）
 継続：52事業

第4章 市街地の整備改善

①	市道船場清水町線整備事業★
②	長井駅前公園整備事業★
③	川のみなと公園整備事業★
④	川のみなと公園観光案内板設置事業★
⑤	市道文教の杜線石畳舗装整備事業★
⑥	市道船場清水町線水路整備事業★
⑦	都市計画道路長井駅海田線街路整備事業★
⑧	まちづくり活動推進事業(まちづくり協議会等)

第5章 都市福祉施設の整備

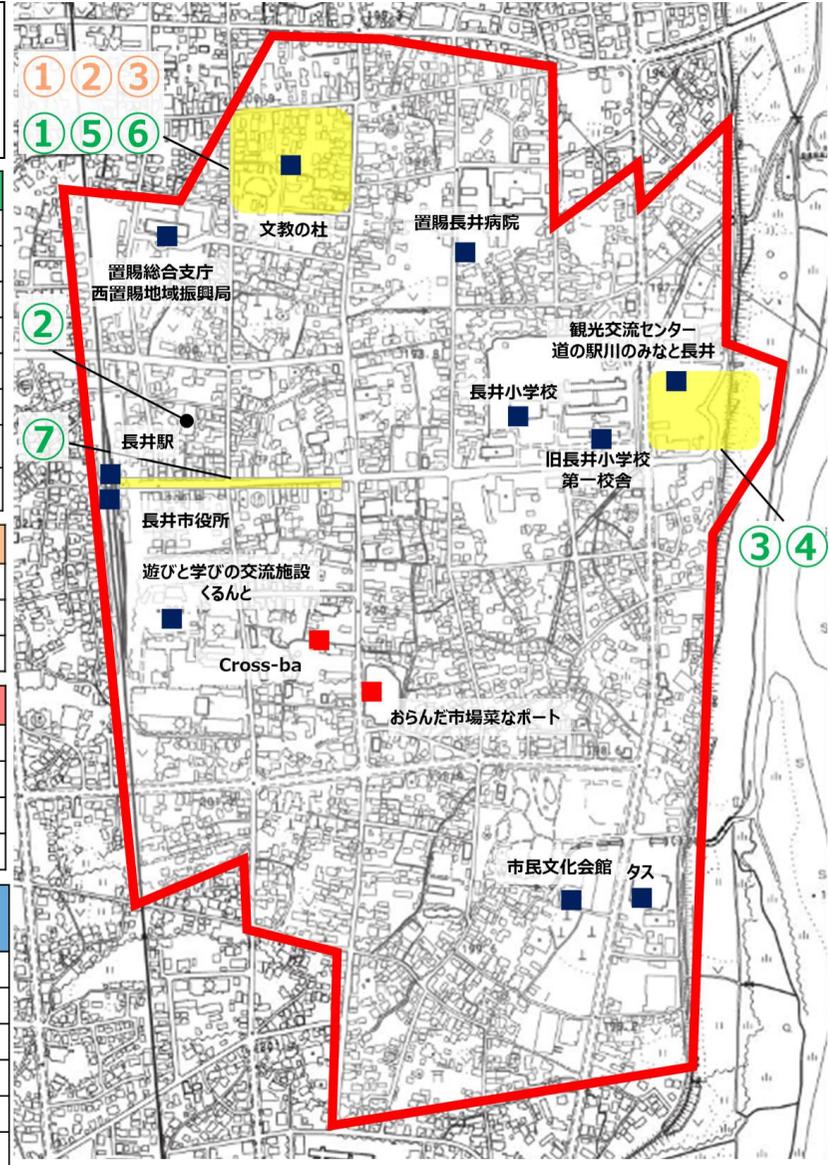
①	旧西置賜郡役所(小桜館)文化観光交流拠点整備事業★
②	旧丸大扇屋(店蔵)文化観光交流拠点整備事業★
③	旧丸大扇屋(初蔵)文化体験交流施設整備事業★

第6章 街なか居住の推進

①	長井市定住促進支援事業
②	長井市住宅新築支援事業
③	長井市住宅リフォーム等支援事業
④	空き家実態調査及び空き家バンク事業

第8章 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進

①	フラワー長井線運行事業
②	市営バス運行事業
③	自動運転社会実装推進事業★
④	公共交通体系検討事業
⑤	高齢者外出支援事業
⑥	障がい者外出支援事業



第7章 経済活力の向上

①	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定	⑲	けん玉のふる里プロジェクト事業
②	旧長井小学校第一校舎活用事業	⑳	やまがたアルカディア観光局事業
③	国際交流事業★	㉑	さくらまつり事業
④	おらんだラジオ活用事業	㉒	白つつじまつり事業
⑤	公衆無線LAN活用事業	㉓	ながい黒獅子まつり事業
⑥	市庁舎交流スペース活用事業	㉔	あやめまつり事業
⑦	くるんと活用事業	㉕	ながい水まつり事業
⑧	居場所づくり事業	㉖	ながい雪灯り回廊まつり事業
⑨	長井黒べこまつり事業	㉗	花観光推進事業
⑩	地産地消農産物等活用事業★	㉘	水陸両用バス運行事業
⑪	楽街楽座事業	㉙	重要文化的景観活用事業
⑫	本町青空フェスティバル事業	㉚	市民文化会館活用事業
⑬	朝市・夕市開催事業	㉛	文教の杜ながい活用事業
⑭	ながい産業フェア事業	㉜	文化的景観コーディネート事業
⑮	まちなか人材育成事業★	㉝	マラソンを核とした健康づくり事業
⑯	個店等経営支援事業	⑳	フットパス・ウォーキング事業
⑰	起業・創業支援事業	㉞	川のみなと公園活用事業★
⑱	まちなか活性化支援事業	㉟	地域連携DMO事業
⑲	空きスペース活用事業★	㊱	重要文化的景観事業
⑳	農産物直売所事業	㊲	回遊性向上のための仕組み構築検討事業
㉑	観光交流センター事業	㊳	商店街等ビジョン検討事業
㉒	タスビル活用事業	㊴	まちの駅事業
㉓	タスビル活用検討事業	㊵	観光ボランティアガイド事業
㉔	起業家育成支援事業		

【実施箇所が特定されない事業】
 第4章：⑧ 第6章：①～④
 第7章：①～④⑦ 第8章：①～⑥

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内体制

① 中心市街地活性化を担当する組織

中心市街地活性化の推進に関し、前計画策定時から引き続き商工観光課が担当し、庁内全体の総合計画等を担当する総合政策課や、都市マスタープランや立地適正化計画を担当する建設課を中心とした各課と連携した取り組みを行ってきた。

令和3年5月の組織改正により、商工振興課に名称を変更し、現在は、中心市街地活性化を担当する要員を3名配置している。

② 中心市街地活性化庁内検討会議

庁内における中心市街地活性化に向けた検討をおこなうため、「中心市街地活性化庁内検討会議」を開催し、関係各課との施策の整合性や中心市街地の活性化について検討を進めると同時に、長井市中心市街地活性化協議会への議題の検討を行った。

○長井市中心市街地活性化庁内検討会議 開催経過

開催日	内容
令和6年8月1日	・ 中心市街地活性化基本計画の概要 ・ 今後のスケジュールについて
令和6年11月25日	・ 各課ヒアリングに基づく掲載事業一覧について ・ 第3期中心市街地活性化基本計画の方向性について
令和7年2月10日	・ 第3期中心市街地活性化基本計画の基本方針、 目標指標等について ・ 今後のスケジュールについて

○構成員

役職
総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、総合政策課長、建設課長、観光文化交流課長、商工振興課長

③ 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容

市議会に対しては、令和7年8月25日、産業・建設常任委員会協議会において第3期計画の概要について報告した。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 長井市中心市街地活性化協議会の概要

「長井市中心市街地活性化基本計画」策定にあたり、総合的な観点に立ち地域の多様な関係者の合意形成を図りながら、長井市の社会的、文化的、経済的活動の中心たるべき魅力溢れる中心市街地を形成するための市民協議の場として、長井商工会議所及び（一財）置賜地域地場産業振興センターが設置主体となり、平成26年7月29日に長井市中心市街地活性化協議会を設立した。

中心市街地活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第51条第1項の規程に基づき、平成26年7月24日付で（一財）置賜地域地場産業振興センターを中心市街地整備推進機構として指定した。

- ・ 設立日：平成26年7月29日（金）
- ・ 名称：長井市中心市街地活性化協議会
- ・ 会長：長井商工会議所 会頭 横澤 泰雄

(2) 協議会の構成員、法第15条各項の規定への適合状況、開催状況

○構成員（令和7年5月現在）

- ① 法第15条1項1号に該当する団体
→ （一財）置賜地域地場産業振興センター（中心市街地整備推進機構）
- ② 法第15条1項2号に該当する団体
→ 長井商工会議所
- ③ 法第15条4項に該当する団体 （株）タスパークホテルほか9団体
- ④ 法第15条8項に該当する団体 長井市観光協会ほか20団体
- ⑤ 法第15条7項に該当する団体 東北経済産業局ほか5団体

○長井市中心市街地活性化協議会構成員名簿（令和7年5月現在）

【委員】

No.	区分	法令根拠	所属機関	機関役職	氏名	協議会役職
1	経済活力向上	15条1項	長井商工会議所	会頭	加藤 眞佐夫	会長
2				副会頭	鷺見 孝	副会長
3				常議員	齋藤 喜内	
4				専務理事	横山 照康	
5	都市機能増進		(一財)置賜地域地場産業振興センター	理事長	内谷 重治	副会長
6	商業活性化	15条4項	㈱タスパークホテル	代表取締役社長	辻田 耕一	
7				理事長	鈴木 英明	
8				会長	齋藤 直也	
9				会長	横山 敬生	
10	認定計画関係	15条4項	大町通り商店街	会長	後藤 文敏	
11				会長	須藤 俊一郎	
12				会長	竹田 信一	
13				代表取締役	鈴木 英明	
14	市町村	15条4項	(一社)やまがたアルカディア観光局	理事長	内谷 重治	
15				総務参事	新野 弘明	
16				産業参事	赤間 茂樹	
17				建設参事	渡邊 恵子	
18	観光		長井市観光協会	会長	齋藤 裕之	監事
19	地域経済	15条8項	(公社)長井青年会議所	理事長	梅津 拓郎	
20				会長	北村 潤	監事
21				本店営業部長	岡田 祐二	
22				会長	長谷部 龍子	
23	交通	15条8項	㈱ヤマコー	代表取締役社長	平井 康博	
24				代表取締役	松木 盛行	
25				代表取締役社長	中井 晃	
26				理事	伊藤 源次	
27	教育文化	15条8項	長井文化財保護協会	会長	二宮 正一	
28				学校長	小幡 知之	
29	医療福祉		(福)長井市社会福祉協議会	会長	齋藤 環樹	
30	開発・整備	15条8項	(一社)西置賜建設業協会	会長	那須 正	
31				代表取締役	小林 正芳	
32	治安・防災		長井警察署	署長	渡部 真次	
33	環境・コミュニティ	15条8項	長井市宮・小桜街区まちづくり協議会	会長	小幡 知之	
34				会長	横山 敬生	
35				理事	海老名 京子	
36	地域メディア		㈱山形新聞社長井支社	支社長	須藤 仁	
37			日本・アルカディア・ネットワーク㈱	代表取締役	黒澤 栄	

【アドバイザー】

38	教育文化	15条8項	山形大学学術研究院	教授	下平 裕之	
39	関係行政機関	15条7項	東北経済産業局商業・流通サービス産業課	課長	布施 成章	
40				課長	清水 明彦	
41				西置賜地域振興局長	大津 明弘	
42				課長	鈴木 孝幸	
43	中小機構		山形県県土整備部都市計画課	課長	高宮 篤	
44			中小企業基盤整備機構高度化事業部まちづくり推進室	室長	林 伸次	

(敬称略)

※法令根拠について(中心市街地活性化法)

- 「15条1項」:協議会を組織する者(経済活力向上と都市機能増進の両者が共同で組織)
- 「15条4項」:協議会に参加することができる者(事業実施者、認定地域関係者、市)
- 「15条8項」:協議会に協力を求められる者(法定外構成員)
- 「15条7項」:協議会に協力を求められる者(関係行政機関、中小機構)

○長井市中心市街地活性化協議会の開催経過

開催日	内容
平成 26 年 7 月 29 日	<p>中心市街地活性化協議会設立総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会規約（案）の承認 ・協議会構成員（案）の承認 ・協議会役員を選任
平成 26 年 9 月 12 日	<p>第 2 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員の追加について ・幹事会等の設置及び構成について ・長井市中心市街地活性化基本計画の策定状況について
平成 26 年 9 月 25～26 日	<p>中心市街地活性化協議会 専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わい創出部会、商業活性化部会、都市福利向上部会
平成 26 年 9 月 30 日	<p>中心市街地活性化協議会 第 1 回 幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部会からの意見集約及び検討
平成 26 年 10 月 10 日	<p>第 3 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長井市中心市街地活性化基本計画（案）に対する各部会及び幹事会の意見集約について ・基調講演：福地 雅人氏（(株)仲見世 代表取締役社長）
平成 27 年 5 月 13 日	<p>第 4 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度事業報告及び平成 27 年度事業計画（案）について ・長井市中心市街地活性化基本計画（案）の策定状況 ・構成員及びアドバイザーの変更 ・基調講演：熊川 康弘氏（経済産業省中心市街地活性化室長）
平成 27 年 9 月 1 日	<p>第 5 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画（案）におけるコンセプト、基本方針及び目標指標、目標達成に向けた事業の検討について
平成 27 年 9 月 28 日	<p>中心市街地活性化協議会 第 2 回 幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画（案）の検討
平成 27 年 11 月 5 日	<p>第 6 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画（案）の検討
平成 28 年 1 月 22 日	<p>第 7 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見集約
平成 28 年 5 月 25 日	<p>第 8 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業報告、収支決算について ・平成 28 年度事業計画、収支予算について ・協議会構成員について
平成 29 年 1 月 27 日	<p>第 9 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員並びにアドバイザーの変更について ・歩行者通行量調査の結果について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の開催日程について ・ 経済産業省の支援施策について ・ 講演会 「白河市中心市街地活性化基本計画と楽市白河の取り組みについて」 講師：(株)楽市白河 取締役 古川 直文 氏
平成 29 年 5 月 9 日	<p>第 10 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度事業報告、収支決算について ・ 平成 29 年度事業計画、収支予算について ・ 基本計画の取り組みに対する意見について
平成 29 年 12 月 12 日	<p>第 11 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の変更申請（案）について
平成 30 年 3 月 8 日	<p>第 12 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会 「関西各地における中心市街地活性化－テナントミックス事業を中心に－」 講師：(株)Localize 代表取締役 庄田健助 氏 「株式会社まちづくり柏原と兵庫県丹波市の中心市街地活性化の取り組みについて」 講師：(株)まちづくり柏原 取締役 土田 光一 氏
平成 30 年 5 月 2 日	<p>第 13 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度事業報告、収支決算について ・ 平成 30 年度事業計画、収支予算について ・ 中心市街地活性化協議会構成員について ・ 基本計画の取り組みに対する意見について ・ 講和「地域資源とまちづくり」 講師：山形大学 教授 下平 裕之 氏
平成 30 年 12 月 27 日	<p>第 14 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の変更申請（案）について ・ 情報提供「長井市立地適正化計画、都市再生整備計画について」
平成 31 年 3 月 6 日	<p>第 15 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会 「まちづくりの“意味”の再確認と身近な実践例の紹介」 講師：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部 地域振興課長 松沢 亨 氏
令和元年 5 月 7 日	<p>第 16 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度事業報告、収支決算について ・ 令和元年度事業計画、収支予算について ・ 中心市街地活性化協議会構成員について ・ 基本計画の取り組みに対する意見について
令和元年 10 月 23 日	<p>第 17 回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期基本計画について

	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 「山形市の中心市街地活性化の取り組み」 講師：山形市商工観光部山形ブランド推進課 <li style="text-align: right;">街なか・商業グループ 池野 晃央 氏 <li style="text-align: right;">岩瀬 智一 氏
令和2年5月（書面決議）	第18回 中心市街地活性化協議会
令和2年8月27日	第19回 中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告、収支決算について ・令和2年度事業計画、収支予算について ・中心市街地活性化協議会構成員について ・次期基本計画の取り組み概要について
令和2年12月10日	第20回 中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期長井市中心市街地活性化基本計画（案）について ・本協議会からの意見書について
令和3年5月17日	第21回 中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告、収支決算について ・令和3年度事業計画、収支予算について ・中心市街地活性化協議会構成員の変更について ・基本計画の取り組みに対する意見について
令和3年12月27日	第22回 中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の変更申請（案）について ・講演会 「ライク・ア・バードOKITAMA第3弾」 講師：(株)グランドレベル 代表取締役社長 田中 元子 氏
令和4年5月10日	第23回 中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告、収支決算について ・令和4年度事業計画、収支予算について ・中心市街地活性化協議会構成員の変更について ・基本計画の取り組みに対する意見について
令和5年3月29日	第24回 中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街連携活動事業について ・講演会 「地方創生のファクターX 寛容と幸福の地方論」 講師：LIFULL HOME'S 総研所長 島原 万丈 氏
令和5年5月9日	第25回 中心市街地活性化協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告、収支決算について ・令和5年度事業計画、収支予算について ・中心市街地活性化協議会構成員の変更について ・基本計画の取り組みに対する意見について

令和6年3月18日	<p>第26回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街連携活動事業の報告について ・ 講演会 「長井市中心市街地回遊性促進策とその推進について」 講師：まちとひと 感動のデザイン研究所 代表 藤田 とし子 氏
令和6年5月9日	<p>第27回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度事業報告、収支決算について ・ 令和6年度事業計画、収支予算について ・ 中心市街地活性化協議会構成員の変更について ・ 基本計画の取り組みに対する意見について
令和7年3月10日	<p>第28回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期基本計画の検討状況について ・ 委員並びにアドバイザーの変更について ・ 講演会 「商店街の役割の見直しと外部人材を巻き込む仕組みづくり」 講師：未来まちづくり研究所 代表 古川 直文 氏
令和7年5月9日	<p>第29回 中心市街地活性化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度事業報告、収支決算について ・ 令和7年度事業計画、収支予算について ・ 中心市街地活性化協議会構成員の変更について ・ 基本計画の取り組みに対する意見について ・ 中心市街地活性化基本計画（案）の進捗状況

(4) 長井市中心市街地活性化基本計画（案）に対する協議会の意見

1 1月頃に中心市街地活性化協議会を開催する予定であり、その際に意見をいただく予定。

(5) 長井市中心市街地活性化協議会規約

長井市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 長井商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる一般財団法人置賜地域地場産業振興センターは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「長井市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を長井商工会議所に置く。

(目的)

第4条 協議会は、長井市中心市街地活性化における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、長井市の中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 長井市が作成する法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に係る事業に関すること

(構成)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 長井商工会議所
- (2) 一般財団法人置賜地域地場産業振興センター
- (3) 長井市
- (4) 法第15条第4項に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認められる者

(組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって組織する。

(役員)

第8条 会長は、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにアドバイザーを委嘱することができる。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上から会議の招集請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会等の設置)

第13条 協議会は、必要に応じ、幹事会、部会などの下部組織（以下「幹事会等」という。）を置くことができる。

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の支出は解散の日をもって打ち切り、長井商工会議所がこれを清算する。

(補足)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年7月29日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①第2期計画に基づく取組の把握・分析

「第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」の「(1)前期計画の総括」において、第2期計画における状況の把握・分析を記載している。

②統計的データによる客観的な把握・分析

「第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」の「(2)長井市の現状」において、統計的データの把握・分析を記載している。

③地域住民のニーズによる客観的な把握・分析

「第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」の「(3)住民意向について」において、地域住民のニーズの把握・分析を記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①5商店街

長井市には中心市街地に5つの商店街があり、各商店街が地域住民や行政と一体となった取り組みを行っており、地域の活性化や賑わい創出に繋がっている。

②やまがたアルカディア観光局

長井市・南陽市・白鷹町・飯豊町・小国町の2市3町で組織された「やまがたアルカディア観光局」は、当地域の観光地域づくりを推進するため、地域の多様な事業者や住民が一体となり、豊かな地域資源を活用した滞在交流型観光等を企画・運営し、広く地域の魅力を発信するとともに、地域資源の磨き上げと来訪者の受入システムを構築することで、持続的な活力ある地域の発展に寄与することを目的としている事業者であり、まちへ人の流れをつくる取り組みを行政と一体となって行っている。

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地における都市機能集積の考え方については、以下の上位計画において位置付けられている。今後も引き続き、重要文化的景観に選定された町場景観や文化財の保全に努め、歴史や自然を生かした長井らしい景観づくりを進めるとともに、商店街の空き店舗等の利活用を促し、まちのにぎわいづくりに取り組むことにより、中心市街地への都市機能の集積促進を図っていく。

(1) 長井市第6次総合計画（令和6年3月策定）

各分野を横断して重点的に取り組む重点戦略の設定にあたっては、「一人ひとりが輝くインクルーシブなまちづくり」を共通する目標とし、3つのプロジェクトを重点戦略として設定している。その中の1つのプロジェクトである「長井の魅力を活かすまちプロジェクト」における主な取り組みの一つに「中心市街地の活性化」を掲げている。

具体的には、中心市街地の公共施設（遊びと学びの交流施設「くるんと」、タス、道の駅「川のみなと長井」、市民文化会館、旧長井小学校第一校舎など）への誘客促進や商店街へと回遊したくなるまちなかの魅力向上に取り組むことを記載している。

また、基本計画中、基本目標3の「産業の活力あふれるまちづくり」では、その中で商業機能の確保や地域内での消費喚起、賑わいや魅力のある商業環境を目指すとして記載している。さらに基本目標4の「住みやすく住み続けたいくなるまちづくり」では、立地適正化計画の見直しを適宜行い、都市機能を市の中心エリアに重点的に整備、誘導し、にぎわいづくりに取り組むことについて記載している。

(2) 長井市都市計画マスタープラン（平成30年3月策定）

都市形成（まちづくり）の基本方針の中で、「暮らしの活力と魅力あふれるまち」を掲げており、その中で、中心市街地の魅力や賑わいを保つため、効率的でコンパクトな都市機能の集積を目指すこととしており、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進している。

(3) 長井市立地適正化計画（平成31年3月策定）

本計画は、「長井市都市計画マスタープラン」に包含される計画として、都市計画区域・用途地域内における将来都市像の実現に向けて各種関連計画との連携・整合を図りながら策定するものである。地域の従来の中核的な機能を有効に活用する「小さな拠点」の考え方により、地域生活の利便性の維持・向上を図り、住み慣れた地域に住み続けられる地域づくりをすすめることとしており、都市機能誘導区域を中心市街地活性化基本計画の区域内に設定するなどコンパクトシティ・プラス・ネットワークによる将来都市構造を目指す内容となっている。

[3] 都市機能の集積のための事業等

4～8に計画している事業のうち、都市機能の集積に資する事業は、次の通りとします。

分類	事業名
第4章 市街地の整備改善のための事業	市道船場清水町線整備事業 長井駅前公園整備事業 川のみなと公園整備事業 川のみなと公園観光案内板設置事業 市道文教の杜線石畳舗装整備事業 市道船場清水町線水路整備事業 都市計画道路長井駅海田線街路整備事業
第5章 都市福利施設を整備する事業	旧西置賜郡役所（小桜館）文化観光交流拠点整備事業 旧丸大扇屋（店蔵）文化観光交流拠点整備事業 旧丸大扇屋（靱蔵）文化体験交流施設整備事業
第6章 居住環境の向上のための事業	長井市定住促進支援事業 長井市住宅新築支援事業
第7章 経済活力の向上のための事業	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

[4] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

① 中心市街地エリアにおける大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡を超えるもの）

店舗名	所在地	立地場	業 態	店舗面	開 店	閉 店
ケースデンキ長井店	館町北6番地6号	中心部	家電量販	1,929㎡	平成28年	

② 大規模小売店舗立地法特例区域における大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡を超えるもの）

店舗名	区域	立地場所	業 態	開 店	閉 店
ウエルシア長井本町店、 おらんだ市場菜なポート等	本町二丁目2159番1、2159番3、2159番5、2159番6、2159番7、2159番10、2160番1、2160番2、2160番3、2160番4、2160番5、2160番6、2160番7、2160番8、2160番9、2161番1、2161番2、2161番合併、2161番4、2161番5、2166番1、2166番2、2166番5、2167番1、2168番1、2168番2、2171番3、2171番4、2171番6及び2171番7	中心部	ドラッグストア、物販店舗等	令和元年	

③ 中心市街地エリア外における大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²を超えるもの）

店舗名	所在地	立地 場所	業 態	店舗面 積	開 店	閉 店
ヤマザワ長井店	館町南 11 番 3 号	郊外	食品スーパー	2,781 m ²	平成 13 年	
ホームセンタームサシ	館町南 12 番 51 号	郊外	ホームセンター	2,768 m ²	平成 8 年	
サンデー長井店	九野本 762 番 4	郊外	ホームセンター	2,502 m ²	平成 5 年	
サンブラザ梅屋	中道一丁目 4 番 49 号	郊外	食品スーパー	1,264 m ²	昭和 55 年	閉 店
びっくり市長井店	小出字館西	郊外	食品スーパー	1,332 m ²	平成 10 年	
ヤマダ電機テックランド山形長井店	館町南 4036 番 1	郊外	家電量販店	1,658 m ²	平成 19 年	
ファッションセンターしまむら長井店	舟場 2 番 12 号	郊外	総合衣料	1,045 m ²	平成 4 年	移 転
ファッションセンターしまむら長井店	小出字館西 3846 番 1	郊外	総合衣料品	1,018 m ²	平成 21 年	
カワチ長井店	小出字館西 3848 番 1	郊外	ドラッグストア	2,103 m ²	平成 21 年	
うめや長井北店	緑町 9 番 19 号外	郊外	食品スーパー	2,270 m ²	平成 26 年	
ヨークタウン長井小出	小出字館西 3854 番 1 外	郊外	食品スーパー	7,680 m ²	平成 26 年	
ホームセンターダイユーエイト	泉 2232 番	郊外	ホームセンター	2,046 m ²	平成 3 年	平成 11 年
おーばん南長井店	館町南 3819 番地 1 外	郊外	食品スーパー	2,002 m ²	令和 5 年	

(2) 中心市街地エリアにおける主要施設の移転、閉鎖の経緯

店舗名	所在地	立地 場所	業 態	店舗 面積	開 店	移 転	閉 店
ダイエーFC長井店	ままの上 6 番 3 号	中心	各種製品小売	3,336 m ²	昭和 52 年		平成 14 年
ホームセンターグルッペ	東町 3 番 53 号	中心	ホームセンター	2,533 m ²	昭和 61 年		平成 15 年
新橋	本町一丁目 4 番 35	中心	各種製品小売	2,117 m ²	昭和 56 年		平成 11 年
丸立	ままの上 6 番 55 号	中心	衣料スーパー	1,192 m ²	昭和 51 年		平成 15 年
加藤家具店	栄町 3 番 10 号	中心	家具店	1,028 m ²	昭和 39 年		平成 15 年
長井タウンセンター	本町一丁目 4 番 37	中心	各種製品小売	5,091 m ²	昭和 63 年		平成 28 年
ファッションプロムナード末広	本町一丁目 4 番 25	中心	各種製品小売	1,309 m ²	昭和 35 年	平成 29 年	

第11章 その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 都市計画等との調和

(1) 長井市第6次総合計画

本計画書「第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」の「[1] 都市機能の集積の促進の考え方」の「(1) 長井市第6次総合計画」に記載。

(2) 長井市都市計画マスタープラン

本計画書「第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」の「[1] 都市機能の集積の促進の考え方」の「(2) 長井市都市計画マスタープラン」に記載。

(3) 長井市立地適正化計画

本計画書「第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」の「[1] 都市機能の集積の促進の考え方」の「(3) 長井市立地適正化計画」に記載。

(4) 長井市観光振興計画

令和5年3月に策定した長井市観光振興計画では、中心市街地活性化基本計画の方針に基づくとし、商店街を中心に経済効果が生まれるよう連動した取り組みを行うとしている。

(5) 長井市都市再生整備計画について

令和7年度からの整備計画として予定している長井市都市再生整備計画では、整備方針の一つに「産業の活力あふれるまちづくり」を掲げ、その中で官民一体となったイベント等を実施し、産業活力の向上に取り組むとしている。

また、指標として空き地等の解消や中心市街地の魅力を向上させるという本計画の目標と同等の内容の目標を2つ設定し、整合が図れるようにしている。

(都市再生整備計画の目標指標)

- ・ 空き地・空き家等利活用件数
- ・ 中心市街地の魅力度

(6) 重要文化的景観 整備活用計画

令和2年5月に策定した重要文化的景観 整備活用計画では、基本方針に基づく取り組みの一つに「歴史文化と賑わいの『町並み』形成」を掲げ、その中で空き家・空き店舗対策に取り組むとしている。

[2] その他の事項

(1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

○公共複合施設整備事業

公共複合施設整備事業における基本計画の策定にあたり、市民へのアンケートのほか、中学生や子育て世代へのアンケートを実施。また、学識経験者、子育て関係団体等をメンバーとした長井市公共複合施設整備市民検討委員会を設置し、協議を行った。

○水陸両用バス運行事業

水陸両用バスは、「みずのまち」長井の観光振興、インバウンド観光、また長井ダムツーリズムを推進することを目的に、平成30年度及び令和元年度の2か年の試験運行を実施した。試験運行では、運行についての検証や利用者へのアンケートを実施した。

アンケート結果では、事業の魅力や観光面での貢献などで高い評価を得ており、現在はやまがたアルカディア観光局が事業を実施している。

○まちづくり活動推進事業

地域住民や関係機関と行政が一体となった協議会を設置しており、ワークショップなどによるまちづくりに関する協議・検討会を行っている。街路整備における協議や今後のまちづくりについての協議をとおして実行可能な事業の検討を行っている。

(2) 環境・エネルギー等への配慮

○第4次長井市環境基本計画

本市は、2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しており、長井市環境保全基本条例に基づき策定された第4次長井市環境基本計画を策定している。本計画は長井市第六次総合計画における将来像の実現を環境面から推進するための計画として位置づけられている。本計画において望ましい環境像として掲げる「みんなで繋ぐ 豊かな自然と共生する 循環のまち 長井」の実現に向け、今期計画においても連携し取り組む。

(3) 国の地域活性化施策との連携

○デジタル田園都市構想総合戦略

令和6年3月に策定した長井市デジタル田園都市構想総合戦略では、基本目標の一つに「時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守る」を掲げ、その中で中心市街地の活性化やコンパクトなまちづくりを目指すとしている。

(4) 県との連携

○第一種大規模小売店舗立地法の特例区域の設定

中心市街地の食品スーパーが撤退した跡地について、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」による第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定を山形県に対し要請し、令和元年7月19日付けで指定を受けている。指定区域には、大手ドラッグストアや農産物直売所が出店し、大規模小売店舗の撤退や郊外化による中心市街地の商業機能の低下を防ぎ、都市機能の維持や市民生活の利便性向上、賑わいの創出に繋がっている。

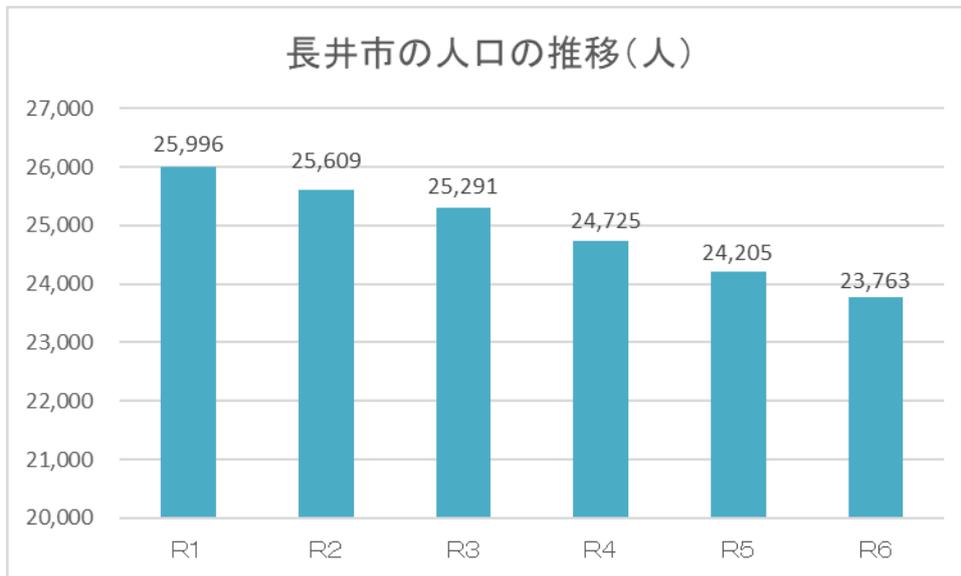
○山形県地域公共交通計画について

令和3年3月に策定した山形県地域公共交通計画では、県内全体の方針を示しており、そのうち長井市の実施事業の中で、中心市街地の活性化を目指す「まちづくり」との連携を目指すとしている。

【参考資料】

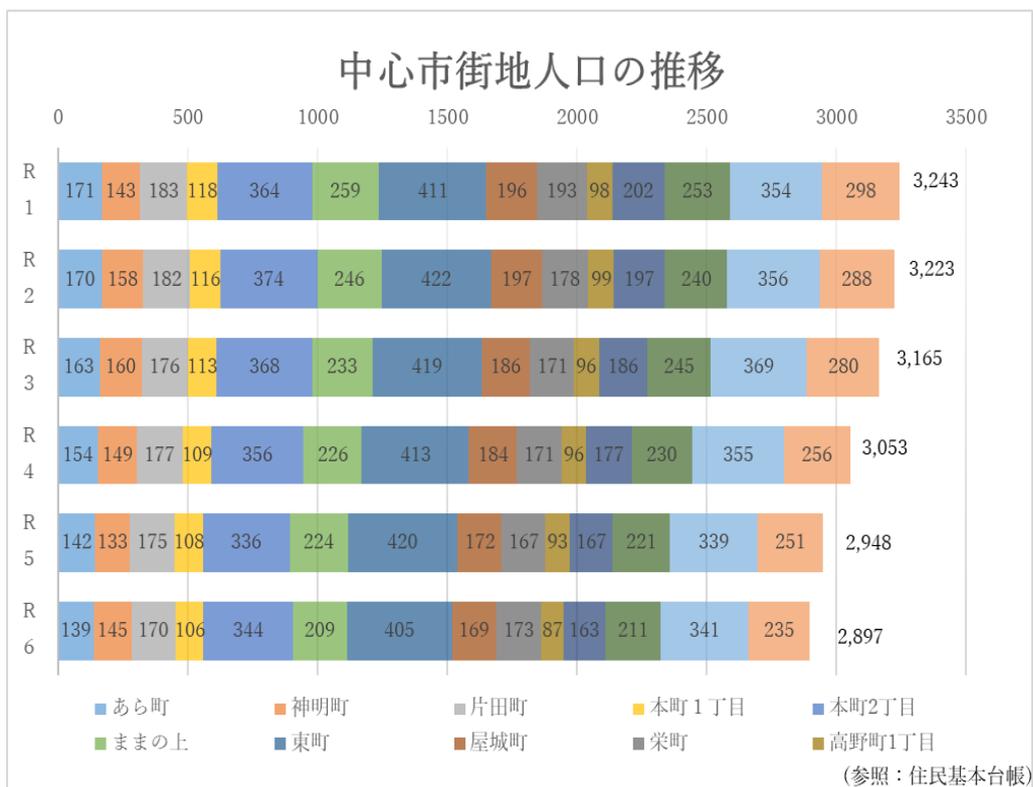
1. 長井市の人口

長井市の人口は、25,996人(R1)から23,763人(R6)と減少傾向が続いている。



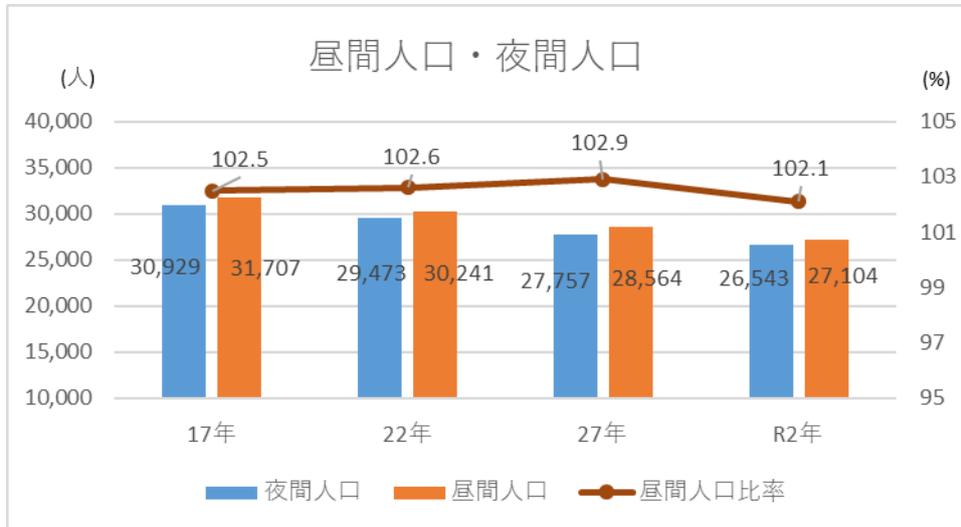
2. 中心市街地人口の推移

中心市街地の人口は、3,243人(R1)から2,897人(R6)と減少傾向が続いている。



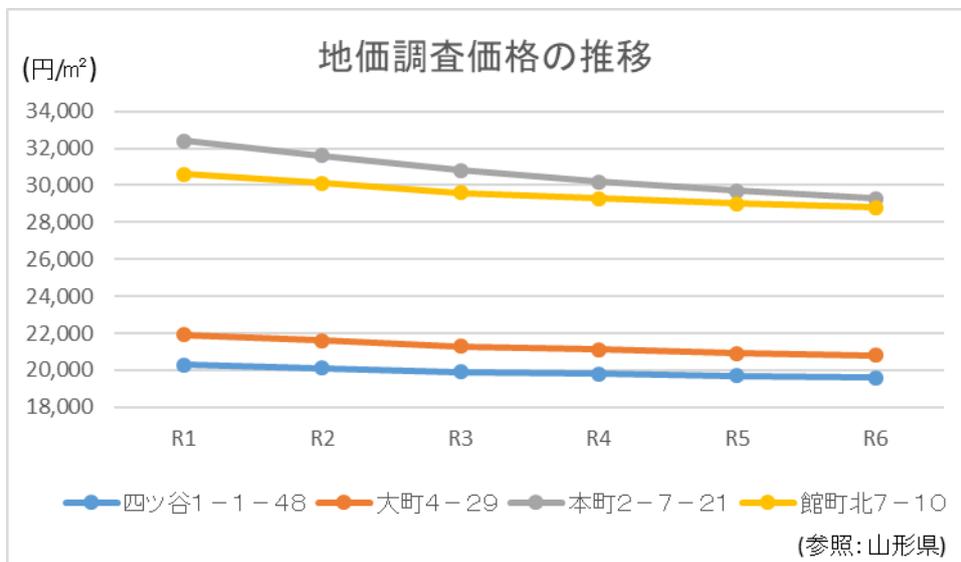
3. 昼間人口・夜間人口

人口については、昼間、夜間ともに減少傾向となっている。昼間人口比率については、102.5%(H17)から102.1%(R2)と横ばいとなっている。



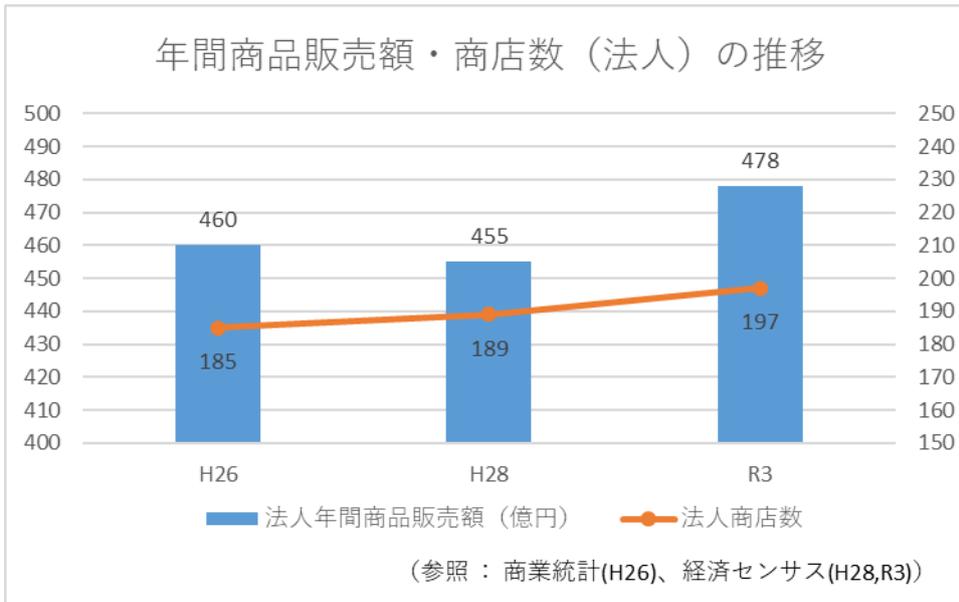
4. 地価調査価格の推移

地価については、全体的に下落傾向であるものの、ほぼ横ばいとなっている。

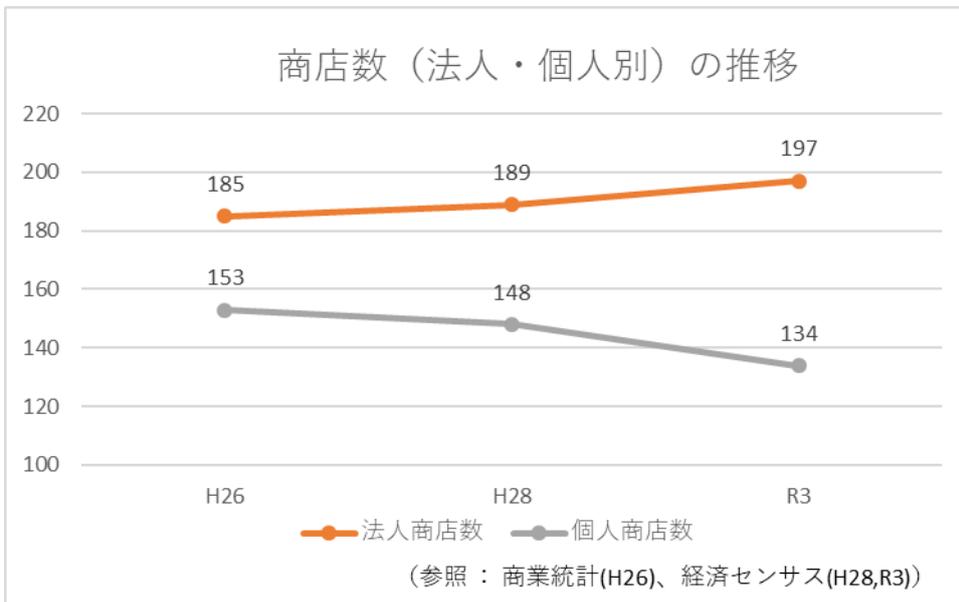


5. 年間商品販売額・商店数の推移

年間商品販売額（法人）は、460億円（H26）から478億円（R3）と増加している。

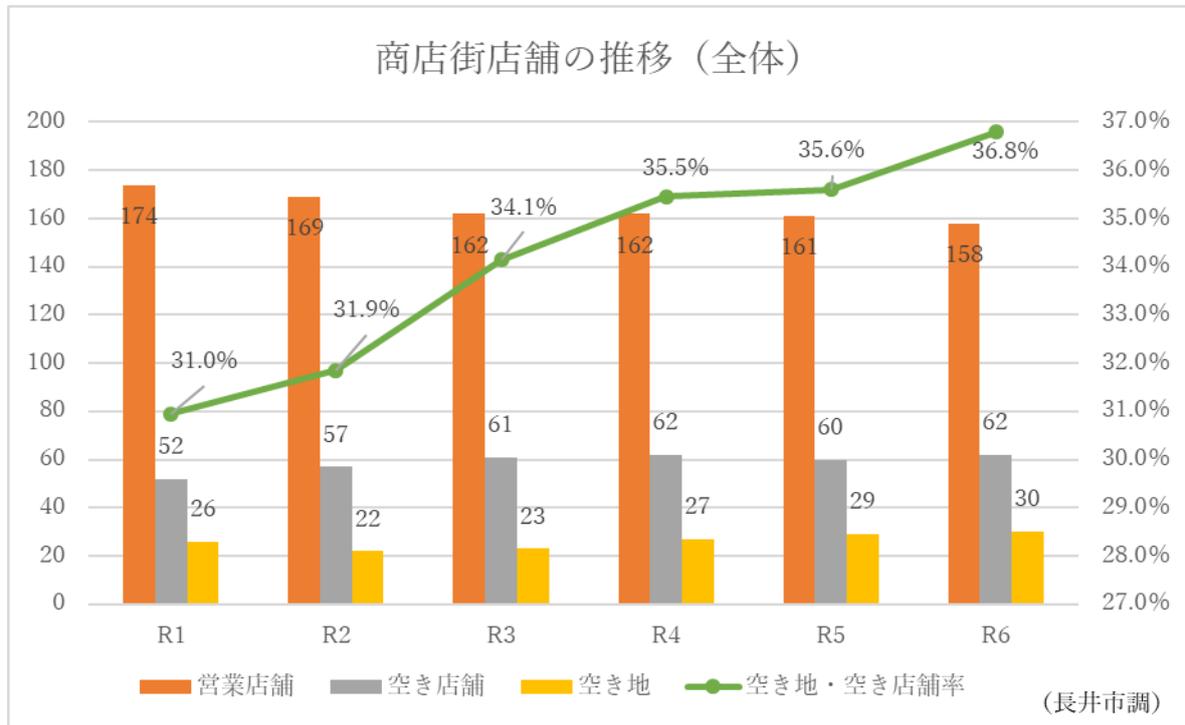


商店数は、法人は増加傾向であるものの、個人商店の下落が続いている。



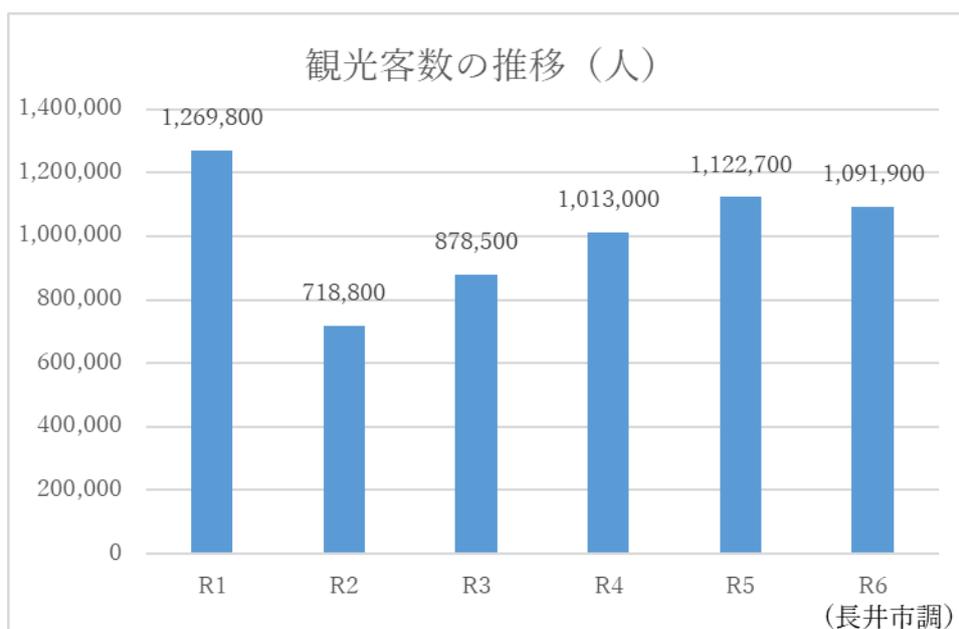
6. 商店街店舗の推移

商店街の店舗数は、下落傾向が続いている。あわせて、空き地・空き店舗数が増加しており、空き地・空き店舗率が高止まりとなっている。



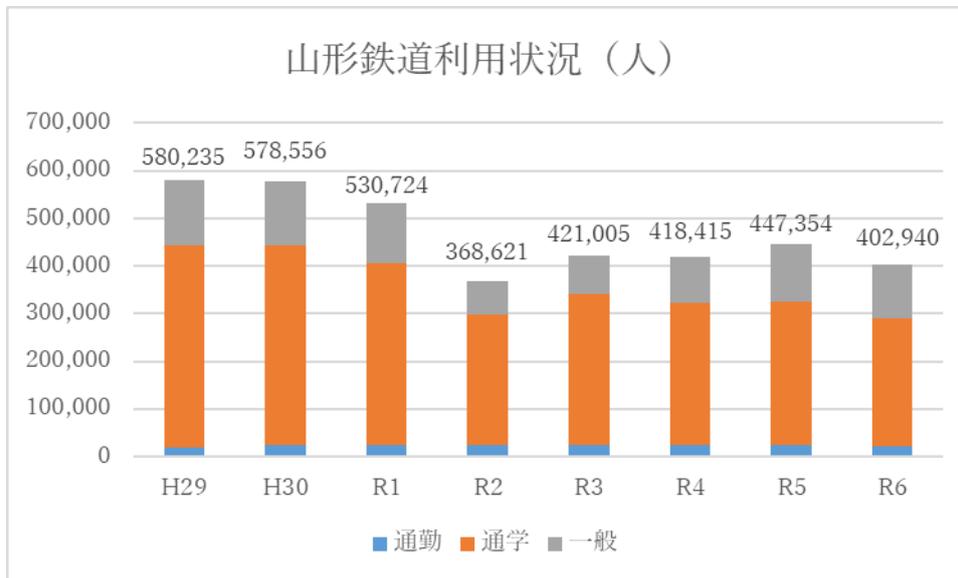
7. 観光客数の推移

観光客数は、1,269,800人(R1)と比較すると、コロナ禍に718,800人(R2)まで減少したのち1,091,900人(R6)まで回復してきている。



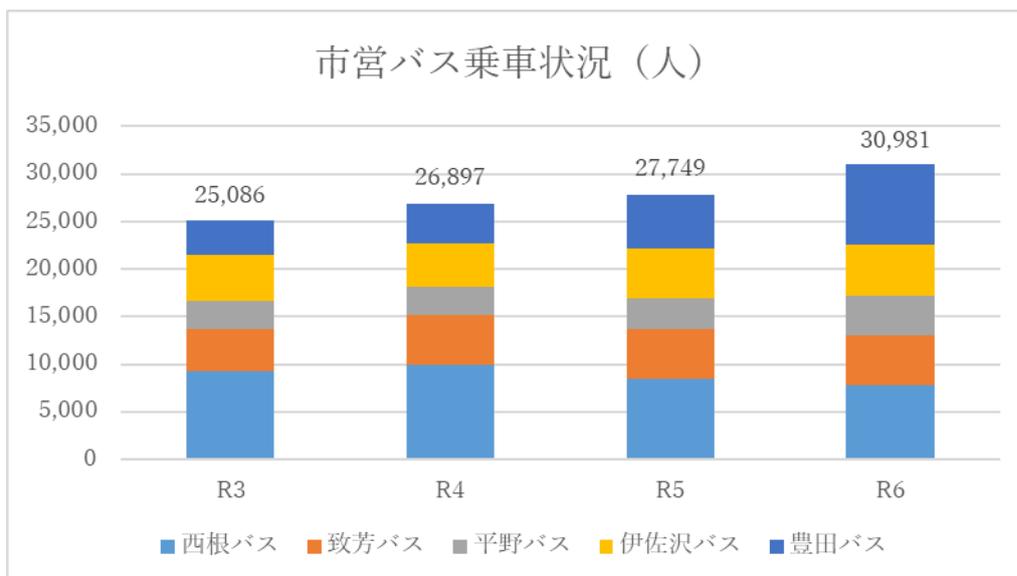
8. 山形鉄道利用状況

山形鉄道利用者数は、530,724人(R1)からコロナの影響により368,621人(R2)と減少したのち、402,940人(R6)まで回復している。通学利用者数の減少が全体の利用者数の減少に大きく影響している。



9. 市営バス乗車状況

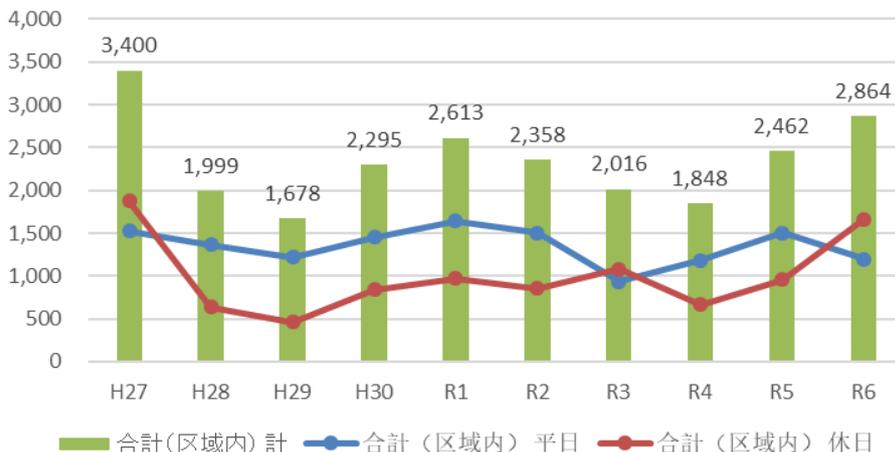
市営バス乗車状況は、25,086人(R3)から30,981人(R6)へと年々増加している。運行経路や乗降方法の変更など、利便性の向上を図ったことで増加傾向となっている。



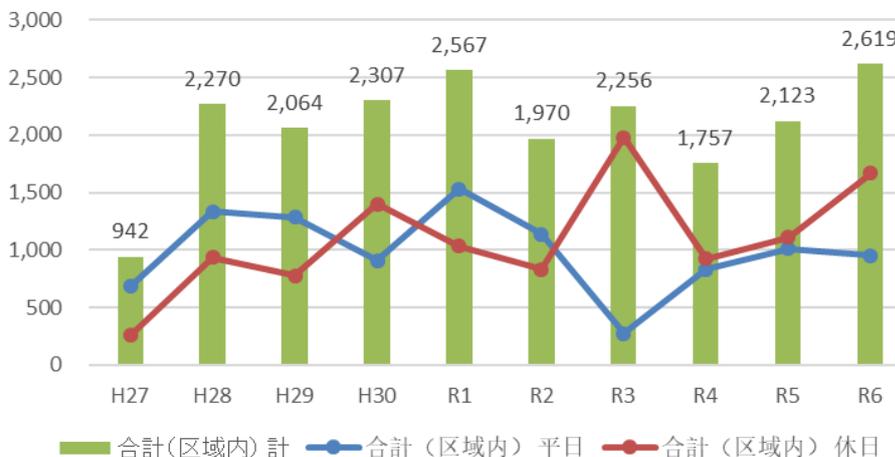
10. 歩行者・自転車等通行量

中心市街地活性化基本計画区域内全体における通行量は、R1 からコロナで一度落ち込んでいるが、R6 には R1 を上回る通行量となっている。また、第2期計画の目標指標4地点についても同様に、コロナ禍に一度落ち込んだものの、R6 には R1 並みまで回復している。

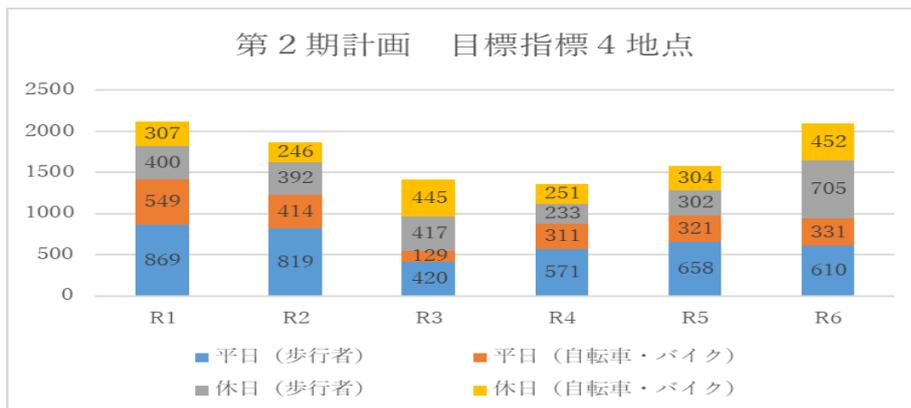
歩行者数(区域内)推移



自転車等数(区域内)推移



第2期計画 目標指標4地点



1.1. 各施設利用者数

施設利用者数は、図書館・子育て支援施設において 43,315 人 (R1) から 253,554 人 (R6) と大幅な増加となっている。その他は、コロナ禍に一度数値が減少したのち回復傾向にあり、旧長井小学校第一校舎は 72,744 人 (R1) から 75,247 人 (R5)、60,914 人 (R6) とほぼ横ばいで推移、文教の杜は 9,756 人 (R1) から 3,526 人 (R2) と落ち込んだのち 6,226 人 (R6) と回復傾向、けん玉広場スパイクは、2,941 人 (R1) から 1,507 人 (R2) と落ち込んだのち 3,665 人 (R6) と増加している。

